

枚方市地域福祉計画 (第2期)



平成22年6月

枚 方 市

は じ め に

平成17年に枚方市地域福祉計画（第1期）を策定してから5年が経過しました。今日、枚方市は市民の5人に1人が高齢者となり、少子高齢化・核家族化がさらに進むなど、家庭や地域で支え合う機能が弱まっています。国においては、介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行など、保険や制度の見直しが行われる一方で、本市においても市民一人ひとりが必要としている支援を、きめ細やかに提供することが求められています。



こうした中で、地域で福祉的な課題を抱える市民や家庭に対して、地域福祉に携わる人・組織が連携し適切に情報や有効な福祉サービスの提供を行うための体制を整えることが重要な課題となっています。

枚方市地域福祉計画（第2期）は、「みんながいつまでも安心して地域で暮らせるように、支え合える地域を創る」という理念のもと、地域福祉のさらなる推進に向けて、「市民」「事業者」「行政」の役割と責任を明らかにし、地域福祉に携わる人や組織の連携を大きな計画の柱として策定しました。

本市としましても、これからも「きずな」や「つながり」を大切にしながら、市民が安心して幸せに暮らせることができる「住み続けたいまち」を目指して全力で取り組んでまいります。

計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました保健福祉審議会の委員の皆様をはじめ、市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成22年6月

枚方市長 竹内 脩

＜ 目 次 ＞

第 1 章	地域福祉計画の策定にあたって	1
1	地域福祉とは	1
2	地域福祉計画とは	1
3	地域福祉計画策定の背景	1
4	枚方市地域福祉計画における役割と責任	3
5	枚方市社会福祉協議会が策定する枚方市地域福祉活動計画	6
6	既存計画との関係	7
7	計画期間	12
8	計画策定までの取り組み	12
第 2 章	第 1 期計画から第 2 期計画に向けて	14
1	第 1 期計画について	14
2	第 1 期計画の取り組み	14
3	第 2 期計画に向けて	17
第 3 章	計画の理念と視点	19
1	計画の理念	19
2	計画の視点	20
3	地域福祉の重点課題	21
第 4 章	施策の体系	22
重点課題 1 みんなで支え合う地域づくり		
基本方向 1 誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会		23
重点課題 2 安心して快適に暮らせる地域づくり		
基本方向 2 様々な団体の連携で地域福祉が展開されている		
地域社会		27
重点課題 3 サービスが安心して利用できるための仕組みづくり		
基本方向 3 誰もが困ったときに、身近なところで支援を受けられる		
地域社会		36
重点課題 4 市民の権利擁護		
基本方向 4 共に生き、育む地域社会		41

第5章 計画の進行管理	46
-------------	----

- 1 計画の事業評価 46
- 2 市民等の意見の反映と状況に応じた計画の見直し 46

資料編	47
-----	----

- 1 パブリックコメント 47
- 2 住民懇談会 47
- 3 統計 50
- 4 枚方市保健福祉審議会からの報告 64
- 5 枚方市保健福祉審議会条例 65
- 6 枚方市保健福祉審議会条例施行規則 66
- 7 枚方市保健福祉審議会及び枚方市地域福祉計画策定部会 67

枚方市地域福祉計画

第 1 章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域で暮らし、学び、働くすべての市民が主体となって、「思いやり」「支えあい」「助けあい」を大切にし、すべての人々が安心して幸せに暮らせる差別や排除のない地域社会をつくり、それを持続させていくことです。

そのためには、地域福祉推進の真の主体が市民であることを自覚したうえで、地域における様々な生活課題について、市民一人ひとりの取り組みと市民同士の相互扶助及び公的制度の連携によって解決するための取り組みが必要です。加えて、この取り組みには「市民」「事業者」「行政」の3者がそれぞれ固有の役割と責任をもっていることを確認しておくことが重要です。

2. 地域福祉計画とは

行政が主体的に関わる地域福祉は、市民が地域社会で自立した生活が営めるように、地域組織や社会福祉事業者をはじめとする各種団体と連携して、保健・医療・福祉・教育等のサービスや住環境などの基盤整備を推進することが中心となります。

行政計画としての地域福祉計画は、市民生活に最も近い地方公共団体が行政固有の責任に基づいて、地域における保健・医療・福祉・教育等のサービスや住環境などについて、サービスの利用者である市民の立場にたち、総合的、計画的、横断的に推進するため策定するものです。

3. 地域福祉計画策定の背景

(1) 社会状況の変化

わが国の総人口は、平成 17 年から減少に転じ、10 年間で 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になることが予測されているように、少子高齢社会がさらに進行しようとしています。この少子高齢化の進行とともに、

核家族化や個人の価値観、ライフスタイルの多様化から家族同士や地域で支え合う機能が弱まっています。また、家族関係においても、家族の一体感やきずなが希薄になってきています。さらにリストラ、ホームレスなど貧困問題も社会問題化してきました。

このような背景の中で、家庭内暴力や児童虐待、通り魔的な殺人犯罪や麻薬・覚せい剤の若者への氾濫など、家庭や地域社会の状況も大きく様変わりしています。

福祉施策では、介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行などをはじめ社会保険・社会福祉の制度も見直しが進められていますが、世帯単位で様々な支援の必要なケース（複合的な課題）や制度の狭間における対応などが課題となってきています。

こういった課題解決には、制度の狭間や複合的な課題にも対応できるような地域福祉推進体制の構築が求められています。

（２）社会福祉法と地域福祉計画

地域福祉を推進していく法的な根拠は、「社会福祉法」にあります。この法律の中では、「地域福祉の推進」を基本理念とし、福祉サービスを必要とする地域住民が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉に携わる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。

こうした地域福祉の推進を目指し、行政としての役割と責任を明確にし、取り組みを計画的に実施するために「枚方市地域福祉計画（第２期）」を策定します。

なお、社会福祉法では、市町村が地域福祉計画を策定、変更する場合には、下記の３点を盛り込むことが規定されています。

- １．地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ２．地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ３．地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

4. 枚方市地域福祉計画における役割と責任

(1) 行政の役割と責任

行政は、福祉サービスを提供し、児童や障害のある人、要介護高齢者及びその家族に対し日常生活の支援をする責務があります。

さらに、行政は、こうした日常生活の支援だけでなく、就学、就労、保健医療、住環境、まちづくり、移動手段、情報提供、社会参加等に関して、事業者や市民では対応が困難な課題への取り組みを行うことが求められます。

行政の重要な役割は、各行政課題の実態を把握したうえで、一人ひとりの市民の立場や生活の視点から、行政サービスが市民生活に、より効果的に提供される仕組みを整えることです。

(2) 市民の役割と責任

市民一人ひとりは、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉を推進していく真の主体者でもあります。市民は、自分が暮らす地域に目を向けるとともに、自分自身も地域の構成員であることを自覚し、地域福祉に対する関心や意識を高めることが重要です。生活課題や地域課題の解決に向け身近なところから、何ができるのかを考え、主体的、積極的に地域福祉活動に参加していくことが求められます。

(3) 事業者の役割と責任

事業者は、良質な商品やサービスを提供する役割、生活環境を守る役割、そして雇用主としての役割があります。

中でも、福祉サービス提供事業者には、良質なサービス提供や情報提供、利用者の保護、関係機関や地域社会との積極的な交流に努めることなどが求められます。

雇用主には、介護や子育て中の労働者が安心して働き続けられる環境の整備や、高齢者、障害のある人などの就労機会の拡充に取り組むとともに、地域活動への参加など地域社会に貢献することが求められます。

（４）市民、事業者、行政の連携

地域福祉においては「市民」「事業者」「行政」にそれぞれ固有の役割と責任があり、自らの役割と責任を放棄せず、お互いに協力することが必要です。また、３者は、「職業的・非職業的」「私(民)的・公(官)的」「営利的・非営利的」な立場を持ち合わせており、それぞれの立場を自覚して関わっていくことが重要となります。

市民には、福祉サービスを利用する立場とともに、ボランティアや労働者として福祉サービスを提供する立場、また、各種の地域組織や NPO 等の一員として地域福祉課題の解決や福祉のまちづくりを推進する立場があります。

事業者には、サービス提供事業者として地域福祉課題を解決していく立場、また、企業には、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進役としての取り組みもあります。

行政には、利用者の立場にたった効果的なサービス提供システムの構築と運営及び安全な住環境整備を推進する立場があります。

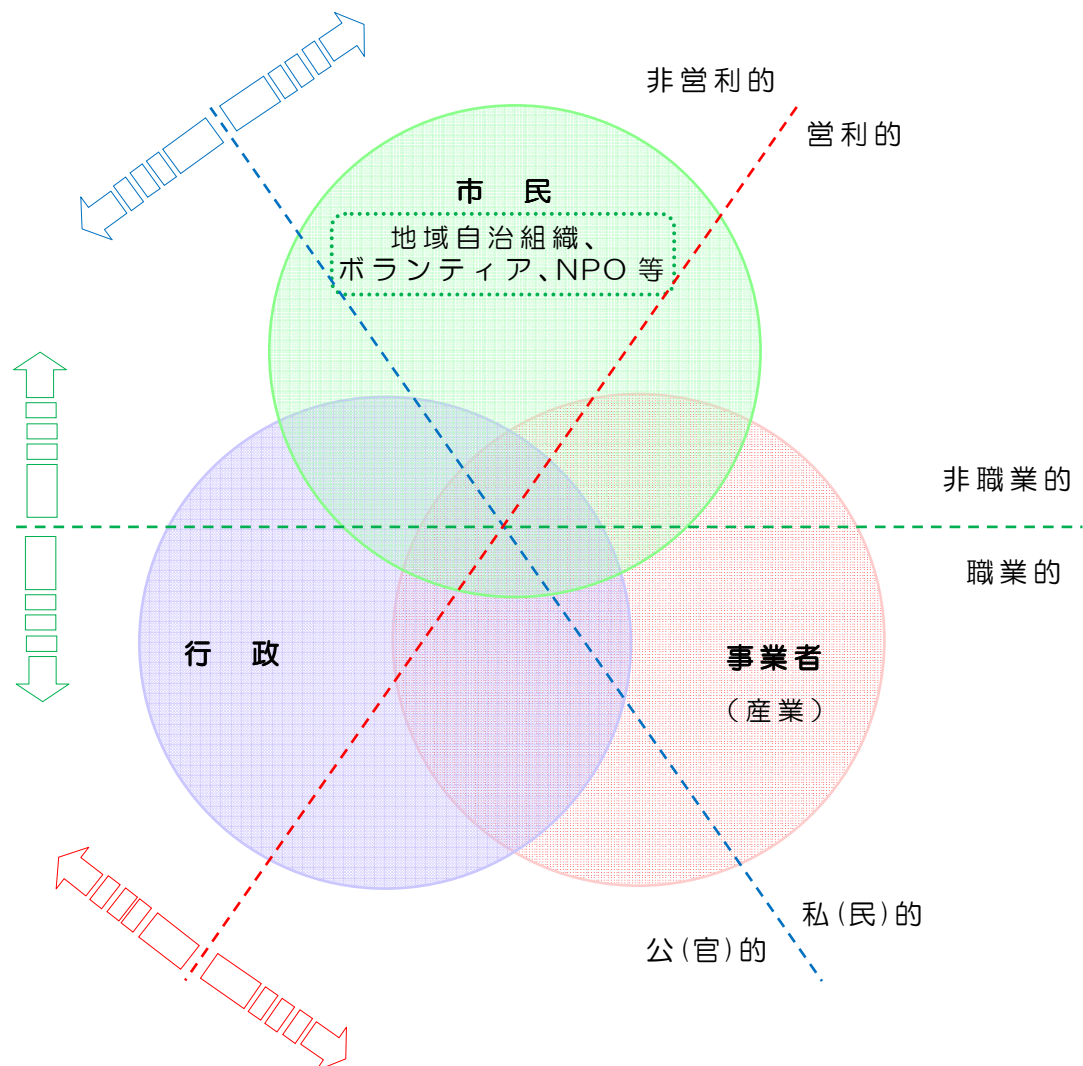
現在の地域福祉では、職業的に行われる地域福祉が強調されていますが、その取り組みを中心にとすると、福祉サービスについて多くの経費がかかるとともに、有償のサービスだけで支えられる生活をする事で、その結果、地域との関係をなくし孤立した家庭となります。また、非職業的な取り組みを中心にとすると、家庭で抱える育児や介護などの地域福祉課題を自分自身で解決する必要がある、安心して暮らすことのできない社会となります。

地域福祉を推進するうえでは、課題を抱える家庭の立場で、「職業的・非職業的」と同様に「私(民)的・公(官)的」「営利的・非営利的」支援のバランスや提供されるサービスの適切な費用負担を含めた制度構築、そしてより効果的な福祉サービスを選択できるための仕組みが重要となります。そのためには、３者が連携してお互いの役割と責任を果たし、すべての市民が地域で孤立せず安心して幸せに暮らせるような地域社会の構築に向けて取り組みを行う必要があります。

用語

※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。



職業的・非職業的の領域（緑色の線）は、変動します。他の領域（赤色及び青色の線）も同様に変動します。

地域福祉の推進のためには、職業的・非職業的のいずれかに偏ることなく適切なバランスを保つことが求められます。このことは、公(官)的・私(民)的、営利的・非営利的についても同様です。

5. 枚方市社会福祉協議会が策定する枚方市地域福祉活動計画

(1) 枚方市地域福祉活動計画の策定経過

社会福祉協議会は、社会福祉法において「市町村での地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められています。

枚方市社会福祉協議会では、地域で福祉を進めるための行動計画として、市に先立ち昭和 62 年 12 月及び平成 7 年 3 月に計画を策定しました。また、市が第 1 期計画を策定した平成 17 年 3 月には、「第 3 次枚方市地域福祉活動計画」を策定して、平成 21 年度に見直しを行い、「第 4 次枚方市地域福祉活動計画」を策定されました。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、どちらの計画においてもすべての市民が生活に不安を抱えることなく安心して生活ができる環境をつくることを目指しています。

2つの計画を大きく分類すると、市の計画は、行政サービスが市民生活に、より効果的に提供される仕組みづくりを内容としています。

社会福祉協議会の計画は、当事者をはじめ市民の協同による具体的な地域活動などを内容としています。各々の計画の中では、地域福祉を担うべき役割と責任を明確にしています。

市と社会福祉協議会の計画には、それぞれ固有の内容もありますが、地域福祉の推進のために、計画策定段階から連携を図ってきました。また、計画期間における進行管理や情報の共有を進めるとともに、地域福祉の推進をテーマとしたセミナーやシンポジウムの共同開催なども検討します。

(3) 社会福祉協議会の役割と責任

社会福祉協議会が担う役割と責任は、福祉的な支援を必要とする人が地域の中で孤立することを予防するとともに、孤立した市民のつながりの回復に取り組むことです。取り組むべき課題には、潜在化した地域福祉のニーズの掘り起こしなども含まれます。

この課題については、自治会など地縁型組織とボランティア団体や

NPO などのテーマ型組織がそれぞれに取り組んでいます。両組織の交流をはじめ、校区コミュニティ協議会の調整機能を生かしながら、相互協力関係を築いていくことで、より有効な取り組みを行うことができます。

用語

※校区コミュニティ協議会

校区コミュニティ協議会は、市内の小中学校を基本に、自治会など各種団体が互いの情報交換や連絡調整などを行う協議型組織です。大規模地震に備える災害対策、子どもの安全対策、青少年の健全育成、ごみ減量の取り組みなど、地域のさまざまな課題の解決に向けて取り組んでいます。市は、校区コミュニティ協議会を、「地域の窓口」として位置づけ、お互いが果たすべき責任と役割を明らかにしたうえで、相互に自立し対等に協力する地域のまちづくりに取り組んでいます。

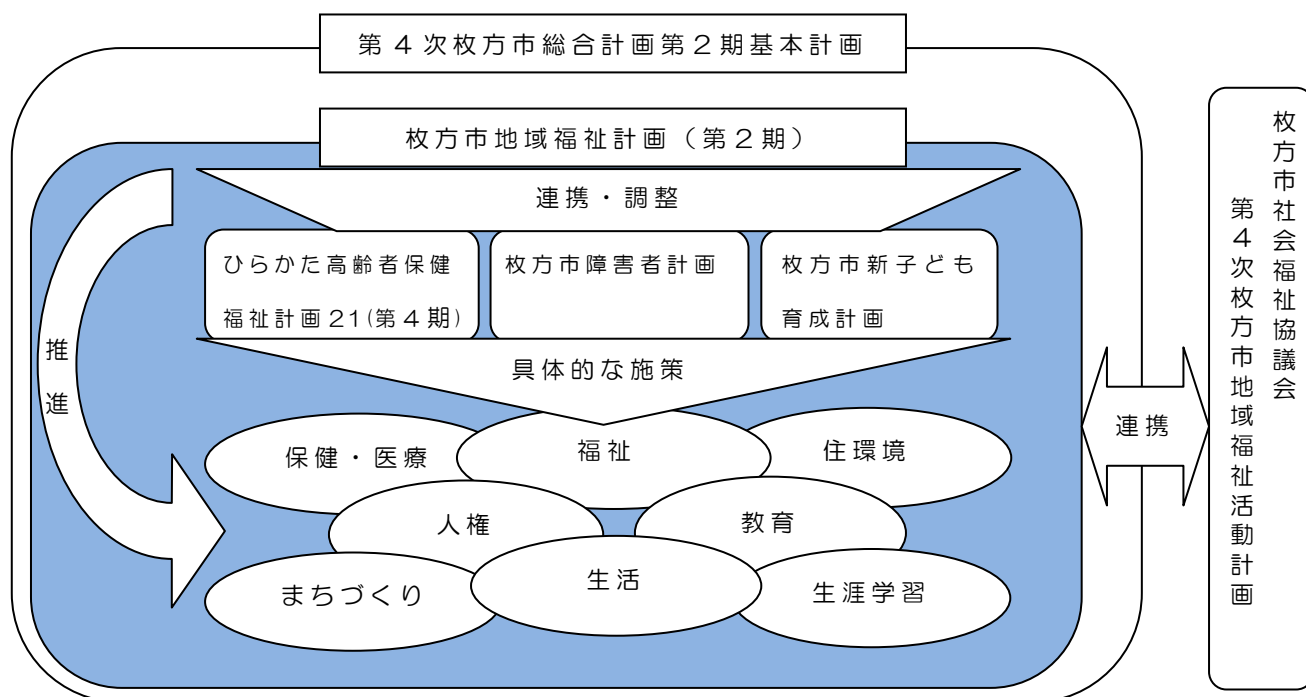
6. 既存計画との関係

本計画は、枚方市のまちづくりの総合的な計画である「第4次枚方市総合計画第2期基本計画」を上位計画とし、福祉に関する「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第4期）」「枚方市障害者計画」「枚方市新子ども育成計画」や人権、保健、生涯学習、バリアフリーなど各分野別計画の地域における施策展開を包括するとともに、充実させる役割を担うものです。

また、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連携を図り、両輪となって地域福祉を推進していくものです。

枚方市地域福祉計画と他の計画の関係図

計画名称 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
第4次枚方市総合計画	□ □ 第1期・-H22	第2期・H21-H27					
枚方市地域福祉計画	第1期	第2期	H22-H26				
ひらかた高齢者保健福祉計画21	H21-H23		第4期				
枚方市障害者計画	H21-H23		中間見直し				
枚方市新子ども育成計画	前期	後期	H22-H26				
(参考)枚方市社会福祉協議会・地域福祉活動計画	第3次	第4次	H22-H26				



（１）市のまちづくりについての総合的な計画

○第４次枚方市総合計画第２期基本計画

第４次枚方市総合計画基本構想では、めざすまちの姿を「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」とし、基本目標として「人と自然が共生する環境保全のまち」、「やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち」、「魅力にあふれ、生き生きとしたまち」「健康で心豊かな自立と共生のまち」、「ふれあい、学びあい、感動できるまち」、「みんなでつくる分権・市民参加のまち」を定めています。その実現に向けて、施策の方向や目標等を体系的、総合的に明らかにするため、平成２１年４月に第２期基本計画を策定しました。

なお、地域福祉計画は、この第２期基本計画に基づき策定しています。

（２）福祉に関する計画

福祉に関する計画には、「ひらかた高齢者保健福祉計画 21」、「枚方市障害者計画」及び「枚方市新子ども育成計画」の３つの計画があります。

この３つの計画は、各々の対象者やその家族に対して個別のサービス提供やサービスの基盤整備を行う行政計画として位置づけています。地域福祉計画は、他の分野別計画が進めていく施策や事業が、より効果的に推進できる仕組みづくりを構築していくための計画です。

○ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第４期）

ひらかた高齢者保健福祉計画 21 は、３年を一期として、市が介護保険制度の運営や高齢者保健福祉施策を推進するにあたっての具体的な取り組みを示すものです。『高齢者一人ひとりの生き方が実現できる、高齢者と地域と行政の連携による地域社会の構築』を理念に置き、今後も継続的に進展する高齢社会にあって、高齢者がいつまでも尊厳をもち、自分らしく生活を送れる社会であるよう、地域との連携による取り組みに重点を置いた計画です（平成 21 年 3 月策定）。

○枚方市障害者計画

障害のある人もない人も、すべての人が同じように生活し、活動することのできる社会が本来のあるべき姿であるという「ノーマライゼーション」を実現するため、『障害のある人が、障害のない人と同じ

ように、地域の中で自立して生活できるようにします。障害者が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします。』を理念とし、障害者自立支援法の主要課題である「障害者の地域生活への移行」「就労支援の強化」などへの取り組みを進めるため中間見直しを行った計画です(平成21年3月策定)。

○枚方市新子ども育成計画

枚方市新子ども育成計画は、『子どもが笑顔で生き生きと暮らせるまち』を理念とし、次の世代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもをひとりの人間として尊重し、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限尊重される社会の実現に向け、まちづくりを進めていくための計画です。

計画は、平成17年度から平成21年度を前期計画、平成22年度から平成26年度を後期計画と位置づけています。後期計画は、前期計画の進捗等の検証を行い、ニーズ調査の実施等により、子どもや子育てをとりまく状況及び子育て支援に対するニーズを把握し、必要な見直しを行った計画です(平成22年3月策定)。

(3) 地域福祉計画と関連する計画

○枚方市人権施策基本方針・計画

行政として人権尊重を基礎とした施策を総合的かつ体系的に推進していく全庁的な体制の整備と、人権の尊重を軸とした施策を立案・実施していくことを目的とした計画です(平成14年3月策定)。

○枚方市人権教育・啓発基本計画

平成6年の国連決議に基づき、平成7年から10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、行動計画が提起され、日本でも平成9年に「国内行動計画」が策定されました。本計画は、平成11年に策定した「枚方市行動計画」を中間年の平成15年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が定める人権教育・啓発に関する基本計画として、発展的に再編した計画です(平成16年4月策定)。

○枚方市男女共同参画計画

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」の制定によっ

て、さらに重要性が明確になった男女共同参画社会形成に向けた諸施策を推進することを目的とした計画です（平成 13 年 3 月策定）。

○枚方市生涯学習推進基本計画

生涯学習推進施策の基本的な考え方と方向性を示すことで「住みたい、住み続けたいまち」の実現に必要な地域人材を育み、市民の「学びの力」を高め、学びをまちづくりに生かすことを目的とした計画です（平成 21 年 3 月策定）。

○枚方市食育推進計画

子どもから大人まで市民一人ひとりが自らの「食」について考え、行動することを目的に、総合的かつ計画的な推進指針とした計画です（平成 20 年 3 月策定）。

○枚方市国民健康保険特定健康診査等実施計画

国民健康保険の保険者として、健康づくりの推進のためメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を 40 歳以上 75 歳未満の被保険者に実施することを目的とした計画です（平成 20 年 3 月策定）。

○ひらかた みんなで元気計画（枚方市健康増進計画）

国が策定した「健康日本 21」にある「早世の減少」、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」の実現を目的とし、市民の健康意識、生活実態、健康課題を踏まえた計画です（平成 17 年 3 月策定）。

○枚方市障害福祉計画（第 2 期）

障害者自立支援法第 88 条に基づき、同法に基づく障害福祉サービスの見込み量及び整備の目標を定めた計画です（平成 21 年 3 月策定）。

○ひとり親家庭等自立促進計画

「ひとり親家庭等の誰もが未来に希望がもてるまち」を理念とし、ひとり親家庭等が多様な家庭の在り方のひとつとして認識され、地域で希望を持って生活ができるよう、自立を支援する施策を計画的に推進するための計画です（平成 18 年 3 月策定）。

○枚方市バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づき、市内の鉄道駅及び周辺地区を重点整備地区と定め、鉄道駅や道路、公園、建築物などを一体的かつ重点的にバリアフリー化を進めるため、整備理念や方針、整備項目などをまとめた基本構想です。これにより、枚方市駅などの鉄道駅や周辺道路のバリアフリー化を進めています（平成 17 年 3 月及び平成 21 年 6 月策定）。

7. 計画期間

計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。
なお、計画は、必要に応じて見直しを行います。

8. 計画策定までの取り組み

この計画策定については、外部委員からなる枚方市保健福祉審議会、枚方市地域福祉計画策定部会において審議しました。また、住民懇談会やパブリックコメントにおける地域福祉ニーズを聴き意見を計画策定に反映させるとともに、市内部においても関係部課の分野別計画等との調整を図りました。

（１）枚方市保健福祉審議会、枚方市地域福祉計画策定部会

本市では、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するための施策に関する重要事項について調査審議を行う審議会として「枚方市保健福祉審議会」を設置しています。地域福祉計画策定にあたっては、本審議会に対し、第 2 期計画策定の調査審議をお願いしました。審議会では、「枚方市地域福祉計画策定部会」が設置され、5 人の審議会委員に 4 人の臨時委員を加えた 9 人の委員で審議が行われました。

（２）住民懇談会、パブリックコメント

市民の地域福祉に関するニーズを把握するために、住民懇談会を開催しました。開催にあたっては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の役割と責任及び、各計画の関係を明確にするため、市と社会福祉協議会が合同で市民の地域福祉ニーズを聴きました。

また、市民の意見を募集し、より議論を深め審議に反映させるため、市のホームページに掲載するとともに、各支所・生涯学習市民センター等においても意見箱を設置し、パブリックコメントを実施しました。

用語

※パブリックコメント

市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画や条例等を決定するときに、事前に案の趣旨や内容等を公表し、市民からの意見とそれに対する市の考え方を公表する制度。

（３）市の内部体制

第１期計画の実施状況等を検証するために、関係各課に対しヒアリングを実施し、現況、成果及び今後の方向性等の確認を行いました。

また、地域福祉計画と総合計画や各分野別計画との整合性を図るとともに、福祉部署をはじめとする関係部課長の会議を開催し、計画を実効性のあるものとししました。

第2章 第1期計画から第2期計画に向けて

1. 第1期計画について

地域福祉計画の策定は、法律で義務づけられていませんが、地域福祉の推進のために、平成17年度から平成21年度までの5年間を第1期とする「枚方市地域福祉計画」を平成17年3月に策定しました。

第1期計画は、「みんなが、安心して地域で暮らせるよう、一人ひとりがぬくもりのある地域を創る」を理念とし、「人権が守られた福祉のまちづくり」「地域福祉の主人公である住民の参画」「ノーマライゼーション社会の実現」の3つの視点から策定をしました。

2. 第1期計画の取り組み

第1期計画において設定した理念と視点を実現するために、4つの重点課題に基づいて、次のような取り組みを実施しました。

重点課題1：住民と地域とのネットワークの形成・構築

基本方向1：誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会

【第1期計画の取り組み】

誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会の実現に向けて、校区コミュニティ協議会に対し、地域力の育成や地域自治の振興を図るため、補助金の交付や情報提供等の支援を行いました。また、子育て家庭の見守り、児童虐待防止や早期発見のためのネットワークの強化を図るとともに、災害時の要援護者避難支援事業を開始しました。

用語

※校区コミュニティ協議会

⇒7ページ参照

用語

※災害時要援護者避難支援事業

災害が発生したときに、自力で避難指定場所まで避難することが困難な高齢者や障害者に対し、円滑に安否の確認や避難の支援を行う事業。避難支援者設定のため登録された情報を、民生委員や地域の自主防災組織等の団体に情報を提供しています。

重点課題２：地域で活動する団体の支援

基本方向２：様々な団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会

【第１期計画の取り組み】

様々な団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会の実現に向けて、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員への活動費や研修実施等の支援を行うとともに、手話や要約筆記、育児援助、健康づくり等の福祉の担い手となるボランティアの養成等を行いました。また、住民参加や交流の促進を図るため、生涯学習市民センターにおいて活動の場の提供等を行ったり、自治会館の建設促進等を行いました。

用語

※民生委員・児童委員

地域住民の立場に立って相談や援助を行うなど、社会福祉の増進に努める人たち。主な職務は、地域住民の生活状態を把握し、要保護者の相談に応じて助言や援助を行うこと、福祉サービスの情報を提供すること、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することなど。厚生労働大臣が委嘱し、任期は３年で無給。

重点課題３：ニーズを踏まえた施策の推進

基本方向３：誰もが困ったときに、身近なところで支援を受けられる地域社会

【第１期計画の取り組み】

誰もが困ったときに、身近なところで支援を受けられる地域社会の実現に向けて、高齢者、障害者、子育て、人権、教育など行政各分野の専門相談を受けられる体制を整えるとともに、他の関連する相談窓口の紹介や連携を行いました。複合的な課題について総合的に対応するためコミュニティソーシャルワーカー事業を開始しました。また、高齢者や障害者などの支援が必要な人に配食や移動支援など福祉サービスを提供するとともに、市民の健康づくり教室等を実施するなどの支援を行いました。

用語

※コミュニティソーシャルワーカー

障害者や高齢者、ひとり親家庭等の援助を要する方を対象に、見守り・声かけ等のセーフティネットの構築、相談、支援の必要な福祉サービスへのつなぎ等を行うための相談員。市では社会福祉法人等に委託し、５人の相談員を配置しています。英語の頭文字を取ってCSWともいう。

重点課題４：地域住民の権利擁護

基本方向４：共に生き、育む地域社会

【第１期計画の取り組み】

共に生き、育む地域社会の実現に向けて、成年後見制度の情報提供や福祉オンブズパーソン制度による苦情相談の問題解決を行いました。また、地域住民の学習の場として生涯学習市民センター等で各学習事業等を行うとともに、人権に関する理解の促進を図るため、各種講座や啓発事業等を開催しました。

※成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方について、その本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選び法律的に支援する制度。成年後見人等は、預貯金や不動産などの財産管理、介護など生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられる。

※福祉オンブズパーソン制度

市から提供される福祉保健サービスについて不満や苦情がある場合、第3者機関である福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）が公平かつ中立の立場で苦情を調整し、必要な場合は、市に対して意見表明やサービスの内容を是正するよう勧告したり、制度を改善するよう提言を行う制度。

3. 第2期計画に向けて

地域福祉のさらなる推進に向けて、第1期計画の検証として毎年行っている関連事業の進行管理に加えて、第2期計画策定に向けて担当課からのヒアリングを行い、策定部会に報告しました。その結果、次のような事項を充実することとしました。

○市役所庁内の連携について

地域福祉の推進を目指した4つの重点課題に基づく個々の事業は、概ね取り組むことができました。ただし、複合的な課題に対しては、市民の立場にたった対応が必要となります。そのため、行政内部の各部署がより一層連携できる体制をつくる必要があります。

○各相談窓口の連携及び充実について

高齢者、障害者、子育て、人権等の各相談窓口は、専門的な相談員を配置し対応しています。しかし、地域での課題解決のためには、相談窓口のさらなる連携と一層の充実を図る必要性があります。また、複合的な課題に対応するコミュニティソーシャルワーカーによる相談体制システムも充実する必要があります。

○まちのバリアフリー化の促進について

高齢者や障害者など、すべての人たちが社会活動に参加し、安心して快適に暮らすためには、施設ごとだけでなく、鉄道駅や周辺道路等の一体的なバリアフリー化を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が制定されました。第２期計画では、まちのバリアフリー化の促進に向けた取り組みを行う必要があります。

○役割と責任について

地域福祉推進のためには、これまで以上に「市民」「事業者」「行政」が連携を強化し、それぞれの役割と責任を明確にしたうえで、制度の狭間や複合的な課題を抱える家庭に対し、連携して支援していけるよう取り組みを進める必要があります。

第3章 計画の理念と視点

1. 計画の理念

『みんなが、いつまでも安心して地域で暮らせるように、支え合える地域を創る』

誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくためには、「きずな」や「つながり」を大切にしながら、生活課題や地域課題を解決していく取り組みが必要となります。しかし、少子高齢化の進行や経済不況における失業者の増加、ワーキングプアの問題、自殺者の増加、また薬物使用についても大きな社会問題となっています。

このような社会状況の中、家庭や地域での「きずな」や「つながり」が希薄になってきています。そのため、本市で暮らす市民自身が、家庭や地域のつながりについて見つめ直し、安心して暮らせる地域社会を構築していく主体となることが求められます。

地域福祉を推進するためには、行政だけでなく、市民や地域団体、事業者もそれぞれの役割と責任を果たしながら連携しなければなりません。市民の身近な地域に基盤をおいて、支援を必要としている人の自立しようとする意欲やその家族による助け合い、地域住民やボランティアなどによる支え合い、行政の公的なサービスによる支援、さらには事業者による福祉サービスの提供などが重層的に組み合わせられた地域福祉を推進していくことが求められます。

本市では、市民が安心して幸せに暮らすことができる、住み続けたいまちを目指して計画の取り組みを進めていきます。

用語

※ワーキングプア

正社員並みで働いて収入を得ているものの、収入水準が低く生活していくことが困難な労働者のこと。

2. 計画の視点

地域福祉計画の推進は、3つの視点から取り組みを行います。

視点1. 人権が守られた福祉のまちづくり

すべての市民が、地域社会の一員として、相互に連携し、福祉のまちづくりに人としての尊厳を保持される視点

視点2. 地域福祉の主人公である市民の参画

すべての市民が、主体となり、行政や事業者と連携しながら地域福祉活動に参加できる視点

視点3. ノーマライゼーション社会の実現

すべての市民が、相互に認め合い、人格と個性を尊重しあう社会の実現を目指すための環境を整える視点

これらは、理念を実現するために必要な視点であり、行政だけでなく、市民、事業者も理解することが重要です。

3. 地域福祉の重点課題

第2期計画の理念の実現のためには、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの役割を認識し、責任を果たしながら連携することが重要となります。

そのため、市は、日常生活で一定の社会的支援を必要とする人々及びその家族が孤立しない地域社会の実現のため、

1点目の重点課題を「みんなで支え合う地域づくり」とします。

2点目には、市民の地域社会参画や福祉活動を支援する仕組みを構築するため、重点課題を「安心して快適に暮らせる地域づくり」とします。

3点目には、福祉サービスに関する情報とサービスの提供のため、重点課題を「サービスが安心して利用できるための仕組みづくり」とします。

4点目には、市民の人権が守られる福祉のまちづくりのため、重点課題を「市民の権利擁護」とします。

これら4つの課題について重点的に取り組みます。

重点課題

- 1 みんなで支え合う地域づくり
- 2 安心して快適に暮らせる地域づくり
- 3 サービスが安心して利用できるための仕組みづくり
- 4 市民の権利擁護

第4章 施策の体系

地域福祉の理念を実現するため、重点課題に対する取り組みを行います。そのために、4つの基本方向を定め、施策目標を設定しました。

重点課題1 みんなで支え合う地域づくり	
基本方向1 誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会	
【施策目標】	<具体的取り組み>
①地域福祉のネットワークの強化	○校区コミュニティ協議会への支援
②安心、安全の家庭づくりへの支援	○家庭の見守りのためのネットワークの構築 ○災害時の要援護者の支援 ○薬物問題の啓発 ○自殺予防の支援体制の充実
重点課題2 安心して快適に暮らせる地域づくり	
基本方向2 様々な団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会	
【施策目標】	<具体的取り組み>
①地域の担い手づくりの促進	○民生委員・児童委員への支援 ○ボランティア、NPO等の活動支援
②地域福祉への市民参加の促進	○市民の参加、交流、活動の支援 ○市内6大学との連携
③市民の健康づくりの支援	○市民の健康づくりの支援 ○食育の推進
④バリアフリー化の推進	○まちのバリアフリー化の促進 ○外出困難者への移動支援
重点課題3 サービスが安心して利用できるための仕組みづくり	
基本方向3 誰もが困ったときに、身近なところで支援を受けられる地域社会	
【施策目標】	<具体的取り組み>
①相談支援体制の連携強化	○相談窓口の連携強化 ○地域の相談窓口のネットワークづくり
②市役所の地域福祉推進体制と連携の強化	○庁内ネットワーク体制の構築 ○職員の資質向上のための職員研修の充実
③福祉の情報提供システム等の構築	○情報発信機能の充実
重点課題4 市民の権利擁護	
基本方向4 共に生き、育む地域社会	
【施策目標】	<具体的取り組み>
①権利擁護体制の充実	○権利擁護体制の周知とその活用 ○苦情相談体制の周知
②人権に関する理解の促進	○人権に関する理解の促進

重点課題 1 みんなで支え合う地域づくり

基本方向 1 誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会

近年、全国的に地震や局地的集中豪雨などの災害が発生し、多くの方が被害に遭われ、逃げ遅れによる２次被災者も多数おられました。このようなことから、近隣世帯で支え合うことの大切さが再認識され、防災課題を中心に地域の関係づくりのための活動が行われています。

また、子育てや介護などの悩みを家庭で抱え込み、精神的・肉体的疲労が原因で虐待をはじめとする悲しい事件が多発しています。

本市においても、自治会に加入しない家庭が増加しており、地域の人間関係の希薄化が問題になってきています。特に単身の高齢者世帯との関係づくりの必要性については、住民懇談会でも意見が出され、隣近所との親しい人間関係を築くことが大きな課題となっています。

このような現状において、市は地域で様々な課題を持ち、支援を必要としている人を適切な福祉サービスなどにつなぐための仕組みづくりや、幅広い地域福祉課題に対応するため、地域の住民や校区コミュニティ協議会などの団体、事業者、行政が支え合い、課題を共有し、連携したネットワークづくりを目指します。

用語

※校区コミュニティ協議会

⇒ 7 ページ参照

【施策目標① 地域福祉のネットワークの強化】

誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会を構築していくためには、地域で活動する様々な団体が連携・協力していくことが重要です。小学校区内で自治会や校区福祉委員会など各団体の役割分担について調整を図り、情報交換と連絡調整を行う校区コミュニティ協議会を支援し、地域福祉のネットワークの強化を図ります。

用語

※校区福祉委員会

枚方市社会福祉協議会の内部組織で、校区内住民の福祉の向上を目指し「福祉のまちづくり」を進めることを目標に、小学校区ごとに組織されています。高齢者や障害者など支援を必要とする人を対象にした見守りや援助活動を行う「小地域ネットワーク活動」を中心に取り組みを行っている組織。

※校区コミュニティ協議会

⇒7ページ参照

< 具体的取り組み >

○校区コミュニティ協議会への支援

校区コミュニティ協議会は、校区内の各団体の役割分担について調整を図り、様々な課題に対応しています。住民の主体性・自発性を基本に、校区コミュニティ協議会の活動に対し、必要な助言やコーディネート、情報提供を行うなど積極的に支援します。

主な関連事業

- 校区コミュニティ協議会への支援

【施策目標② 安心、安全の家庭づくりへの支援】

誰もが安心して暮らせるためには、地域で孤立することなく、家庭で抱える悩みを解決していく必要があります。そのためには、地域で孤立している家庭と関わりを持てるような体制を構築します。そして、社会問題となっている自殺、ひきこもり、虐待や薬物問題など家庭で抱える悩みや課題を解決できるよう支援を行います。

＜具体的取り組み＞

○家庭の見守りのためのネットワークの構築

日常生活において支援を要する高齢者や障害のある人、また、子育てや親子関係などで見守りが必要な人を支えるために、より幅広いネットワークを進め、重層的な見守り体制を構築します。また、地域で孤立している人を見つけ出し、話しかけができる体制の構築も進めます。

○災害時の要援護者の支援

災害時要援護者避難支援事業については、避難支援者不足を解消するため、近隣住民によるグループ支援や要援護者に対する制度の周知等に取り組みます。

用語

※災害時要援護者避難支援事業

⇒15ページ参照

○薬物問題の啓発

麻薬、覚せい剤、大麻、シンナーなどの薬物問題は、人の生命はもとより、社会の安全を脅かす深刻な社会問題となっています。薬物乱用の根絶に向けて国際的な取り組みも行われており、国、大阪府や関係機関等と連携を行いながら、薬物乱用防止に向けた啓発に取り組みます。

○自殺予防の支援体制の充実

相談専用電話を設置し、各種相談窓口の職員等を対象に自殺のサインの受け止め方やその対応についての研修を行う等、自殺について思い悩

む市民への相談体制を充実します。また、市役所内部や関係機関・団体が自殺予防に係る情報を共有し、連携する仕組みを構築します。

主な関連事業

- 災害時要援護者避難支援事業の実施
- 自殺予防の支援体制の充実
- 緊急通報装置の設置
- 児童虐待防止ネットワークの強化
- 薬物乱用防止教室の開催

主な関連計画

- ◎ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第4期）
- ◎枚方市障害者計画
- ◎枚方市新子ども育成計画

重点課題 2 安心して快適に暮らせる地域づくり

基本方向 2 様々な団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会

地域福祉の推進は、地域福祉の真の主体である市民の活動が、大きな役割を果たします。多様化する市民ニーズに対応するためには、行政や福祉サービスを提供する事業者だけではなく、地域住民や自治会などの地域団体、ボランティア団体、NPOなどがそれぞれの立場で役割を果たし、連携して地域社会を支えていく必要があります。

地域活動を支援するための場づくりに関することや地域活動を行ううえで必要な知識、情報などの提供を行うことも、市が担うこととなります。また、地域活動においては、次代を担う人材の育成や熱意、知識、技術などを持った人材の確保が必要であるとともに、地域住民以外の参加や団体間の交流の機会を設けることも必要となります。

地域住民以外の地域活動の担い手づくりとして、市内6大学との連携をさらに図り、地域の活動に関心や参加交流を促すことで、学生の活力を活かした取り組みを目指します。また、市民が地域活動を継続して行うため、やりがいや安心して活動できる環境づくり、様々なテーマでの講習会を実施するなど、活動の支援を行います。

【施策目標① 地域の担い手づくりの促進】

安心して快適に暮らせる地域づくりを行うためには、住民の地域参加を促進し、活動の担い手となる人材を育成していく必要があります。このため、枚方市コミュニティ連絡協議会と連携し、地域の次代を担う人材の育成を図るとともに、民生委員・児童委員が複雑で多様化する課題に適切に対応していけるよう、枚方市民生委員児童委員協議会と連携しながら必要な支援を行っていきます。また、ボランティアやNPOが地域福祉の担い手として参加できる環境づくりに取り組みます。

用語

※校区コミュニティ協議会

⇒ 7 ページ参照

※民生委員・児童委員

⇒ 15 ページ参照

※民生委員児童委員協議会

民生委員法に基づき、民生委員の職務に関して、福祉事務所その他行政機関との連絡を行うこと等を任務とし、民生委員・児童委員を構成員として設置されている協議会。

< 具体的取り組み >

○ 民生委員・児童委員への支援

複雑で多様化する地域住民や家庭の課題を解決するため、市と民生委員・児童委員の役割を明確にするとともに、地域福祉課題に不可欠な専門的分野や個人情報の取り扱いについての研修の支援を行います。

○ ボランティア、NPO等の活動支援

複雑で多様化する地域福祉の課題に対応していくためには、熱意や知識、技術などを持った様々な人材の確保が必要です。地域で幅広く活躍するボランティアやNPO等の活動団体をサポートするとともに、ボランティア講習会の情報提供や活動支援などを行います。

また、枚方市コミュニティ連絡協議会と連携して地域リーダー育成研

修会等を開催します。

用語

※NPO

Non Profit Organization の略で非営利組織の意。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）において、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人（特定非営利活動法人）と呼びます。

主な関連事業

- 地域リーダー育成研修会の開催
- コミュニティ活動支援事業
- ボランティア表彰事業
- NPO活動支援事業
- 民生委員・児童委員の活動支援
- 民生委員・児童委員の研修実施
- ボランティア体験の推進
- 障害者社会参加促進事業（奉仕員育成研修事業）
- ファミリーサポートセンターの運営

主な関連計画

- ◎枚方市障害者計画
- ◎枚方市新子ども育成計画

【施策目標② 地域福祉への市民参加の促進】

様々な市民や団体の誰もが自由に地域福祉活動ができるように、交流や連携を図っていくことのできる場の提供や基盤づくりを目指します。また、さらなる地域福祉の推進を図るため市内に6つある各大学とも連携を図ります。

＜具体的取り組み＞

○市民の参加、交流、活動の支援

市民の参加・交流事業については、利用者や参加・協力団体の固定化や減少等が課題となってきました。市民参加や交流が活発にできるよう、地域の集会所や学校の空き教室等の場の有効活用を進めます。また、各部署の連携、協力を行い、効率的な支援を図ります。

○市内6大学との連携

本市には、大阪歯科大学、関西医科大学、関西外国語大学、摂南大学、大阪国際大学、大阪工業大学の6つの大学があります。これからの地域福祉を推進していくうえでは、社会を担う若年層の地域への参加が必要となります。そのため、学生が地域における活動の場で活躍できるように取り組みます。

主な関連事業

- 自治会館建設等助成事業
- 自治会掲示板の交付
- 市民公益活動保険事業
- 校区コミュニティ協議会への支援＜再掲＞
- ひらかたNPOセンターの運営支援
- 地域に根ざした生涯学習機会の提供
- 大学生のボランティアの参画
- 各生涯学習市民センターにおける活動の場の提供
- 生涯学習市民センターまつりの開催
- 各生涯学習市民センターにおける市民との連携事業
- なんでも、どこでも出前塾

- 親子交流の場等の設定
- 健康づくりボランティアの養成
- 老人クラブへの支援
- 枚方市シルバー人材センターの支援
- コミュニケーション支援事業
- 障害者社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）
- 保育所を活用した地域子育ての支援
- 地域教育協議会の運営
- 地域で子どもを育てる取り組みへの支援

主な関連計画

- ◎ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第4期）
- ◎枚方市障害者計画
- ◎枚方市新子ども育成計画
- ◎枚方市生涯学習推進基本計画
- ◎ひらかた みんなで元気計画（枚方市健康増進計画）

【施策目標③ 市民の健康づくりの支援】

近年、健康については、予防に視点をおいた取り組みが重要視されています。市民一人ひとりの健康に対する意識の確立や生きがいつくり等についての支援が求められています。

市民の健康に対する啓発を進めるために、健康に関する講座や相談窓口の充実に努めます。また、地域を基盤とした健康や食育の推進に関する取り組みの実践について支援します。

＜具体的取り組み＞

○市民の健康づくりの支援

すべての市民が、健康に対する自覚を高めるための啓発や講座等を行うとともに、各種検診や保健指導を通じて市民一人ひとりの健康づくりを支援します。

また、福祉医療助成制度の活用を図り、乳幼児や障害のある人等の健康の保持及び生活の安定に努めます。

○食育の推進

「食」は人が生きるうえの基本であり、市民一人ひとりが正しい知識と判断力を身につけ、健全な食生活を実践する必要があります。保育所（園）、幼稚園、学校をはじめ地域や各団体などの連携や食育体験活動の促進に取り組みます。

また、食育イベントや各種講習会を開催し、ホームページ等を通じて食育に関する普及啓発と情報提供に努めます。

主な関連事業

- 食育推進事業の実施
- 保健事業
- 特定健康診査・特定保健指導事業
- 乳幼児・障害者・ひとり親・老人医療費助成事業
- 健康増進事業
- 健康づくり推進事業

- 国民健康保険に係る特定保健指導
- 介護保険制度
- 介護予防特定高齢者施策事業
- 介護予防一般高齢者施策事業
- 栄養改善事業

主な関連計画

- ◎ ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第4期）
- ◎ 枚方市障害者計画
- ◎ 枚方市新子ども育成計画
- ◎ 枚方市食育推進計画
- ◎ 枚方市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ◎ ひらかた みんなで元気計画（枚方市健康増進計画）

【施策目標④ バリアフリー化の推進】

少子高齢化が進行する中、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が快適に安心して暮らし、また、積極的な社会参加ができるよう、人にやさしいまちのバリアフリー化を目指します。

＜具体的取り組み＞

○まちのバリアフリー化の促進

平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）では、建築物や交通手段について一体的なバリアフリーを行うことが規定されました。市民が安心して外出できるように、鉄道駅や道路など公共施設の整備におけるバリアフリー化の促進や情報提供を行います。

○外出困難者への移動支援

高齢者や障害のある人等で外出することが困難な移動制約者の社会参加を促進するため、経済的負担の軽減や日常生活の利便性を図る様々なサービスを提供しています。移動の利便性の向上を図るため、福祉移送サービスに使用する車両情報を一元的に管理し、利用者からの要望に応じて、適切な車両を配車できるように取り組みを進めます。

主な関連事業

- 自治会館建設等助成（バリアフリー化助成）事業
- 福祉タクシーの基本料金の助成
- 福祉移送サービス共同配車事業
- 移動支援（ガイドヘルプ）の障害福祉サービス
- ふれあいサポート収集事業
- 枚方市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助事業
- 公共施設などのバリアフリー化等の推進

主な関連計画

- ◎ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 4 期）
- ◎枚方市障害者計画

◎枚方市障害福祉計画（第２期）

◎枚方市バリアフリー基本構想

重点課題３ サービスが安心して利用できるための仕組みづくり 基本方向３ 誰もが困ったときに、身近なところで支援を受けられる地域社会

行政は、高齢者、障害者、子育て、人権、教育など分野ごとに相談窓口や福祉サービスを制度化し、その提供を行うことで、誰もが困ったときに支援を受けられる地域社会をつくることを目指してきました。

近年は、核家族や独り暮らしの増加、隣近所との人間関係の希薄化などにより、家庭や地域の問題が複雑で多様化し、課題解決への対応が難しいことが多くなってきています。行政も、市民の複雑で多様化する課題解決に向けて、各種福祉サービスを提供してきましたが、市民や事業者との連携がなければ、十分な対応ができない状況も考えられます。

市民が福祉サービスを安心して利用できるようにするため、行政の福祉サービスが別々に提供されるのではなく、制度の狭間や複合的な課題に対応できるような庁内ネットワークを構築します。

また、相談支援体制については、より身近なところで気軽に相談が受けられる体制づくりを行うとともに、市民が必要とする情報をわかりやすく身近に提供するための仕組みづくりを目指します。

【施策目標① 相談支援体制の連携強化】

市に寄せられる福祉に関する相談は、多岐にわたります。その相談内容が複雑で多様化しているため、適切な対応をすることはもとより、各相談窓口が連携できるような仕組みをつくります。また、市内各地域の相談窓口で実施している相談業務についても、他の専門的な相談窓口とのネットワーク体制づくりを進めます。

＜具体的取り組み＞

○相談窓口の連携強化

市民からの複合的な課題については、市民の立場にたってわかりやすく、より効果的に課題が解決できるよう連携を行い、相談しやすい体制づくりを進めます。

○地域の相談窓口のネットワークづくり

市民の抱える複合的な課題の解決のため、コミュニティソーシャルワーカーによる相談体制システムの充実を図ります。また、市内各地域の相談窓口においても対応できるよう窓口情報の共有化を進めます。

用語

※コミュニティソーシャルワーカー
⇒ 16 ページ参照

主な関連事業

- 人権ケースワーク事業
- 女性のための各種相談の実施
- 地域就労支援事業
- 福祉電話事業
- 地域包括支援センター事業
- コミュニティソーシャルワーカー事業
- 障害者相談支援センターの運営
- 地域子育て支援拠点施設の運営
- 母子自立支援員による相談の実施

- 家庭児童相談所における相談の実施
- 教育相談事業
- 適応指導教室事業
- スクールカウンセラーの設置
- 枚方公園青少年センターにおける青少年相談の実施

主な関連計画

- ◎ ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第4期）
- ◎ 枚方市障害者計画
- ◎ 枚方市新子ども育成計画
- ◎ 枚方市人権施策基本方針・計画
- ◎ 枚方市人権教育・啓発基本計画
- ◎ 枚方市男女共同参画計画
- ◎ 枚方市障害福祉計画（第2期）
- ◎ ひとり親家庭等自立促進計画

【施策目標② 市役所の地域福祉推進体制と連携の強化】

各分野、部署ごとに推進されている福祉サービスについて、誰もが安心して利用できるサービスとなるよう市内のネットワーク体制の構築を目指します。

＜具体的取り組み＞

○市内ネットワーク体制の構築

各部署ごとに提供している福祉サービスについて、より効果的なサービスが提供できるよう利用者である市民の立場にたって連携強化を図る体制づくりを進めます。

○職員の資質向上のための職員研修の充実

職員の研修については、参加しやすい環境づくりを行います。また、各課で行う研修等への関係課の参加を促し、福祉分野での連携強化を進めます。

主な関連事業

- 各種の研修への積極的な参加
- 福祉に携わる職場での研修実施

主な関連計画

- ◎ ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第4期）
- ◎ 枚方市障害者計画
- ◎ 枚方市新子ども育成計画
- ◎ 枚方市人権教育・啓発基本計画

【施策目標③ 福祉の情報提供システム等の構築】

福祉サービスについて、市民が自ら判断し、効果的にサービスを利用できるように総合的、体系的に情報を集約し提供します。また、市民がいつでも地域活動に参加できるよう情報提供を充実するとともに、配布・閲覧等の情報発信機能についても強化します。

＜具体的取り組み＞

○情報発信機能の充実

福祉サービスをはじめ、市民に必要な情報を総合的、体系的に集約し提供するため、ホームページやパンフレットなど多様な媒体を効果的に活用し、市民にわかりやすい情報を提供します。また、聴覚障害者、視覚障害者などの情報弱者に対する取り組みを充実します。

主な関連事業

- 生涯学習情報システムの充実
- なんでも、どこでも出前塾
- ホームページ等におけるユニバーサルデザイン化の充実

主な関連計画

- ◎ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第4期）
- ◎枚方市障害者計画
- ◎枚方市新子ども育成計画
- ◎枚方市生涯学習推進基本計画

重点課題４ 市民の権利擁護

基本方向４ 共に生き、育む地域社会

地域福祉を推進していくうえでは、人権尊重の視点が不可欠です。

地域には、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要な体制づくりが不可欠です。例えば、失業に陥った人々、障害のある人々、ホームレスの状況にある人々、国籍だけで権利が制約される可能性のある外国籍の人々等を社会的に排除するのではなく、お互いに理解しあい、一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、共に暮らすことができる地域社会を目指します。

また、福祉サービスの利用者の相談や苦情が、公正かつ中立な立場で対応できる仕組みを周知するとともに、判断能力が十分でない利用者の権利が保障される制度の充実を目指します。

【施策目標① 権利擁護体制の充実】

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などに対して、福祉サービスの利用や金銭の管理についての支援を行います。また、安心して福祉サービスが利用できるよう、公正中立な立場で苦情解決を図る仕組みを充実します。

＜具体的取り組み＞

○権利擁護体制の周知とその活用

成年後見制度の活用の促進を図るため、地域包括支援センターなどへ情報提供を行い、市民への周知をさらに充実します。

用語

※成年後見制度

⇒ 17ページ参照

※地域包括支援センター

高齢者のかかえるさまざまな問題を地域で総合的に支援する相談窓口で、市内13か所に設置。福祉行政の拠点として、本市が委託した社会福祉法人、医療法人等で運営され、身近な相談窓口としています。高齢者行政相談窓口として、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーが、介護保険制度をはじめさまざまなサービスの紹介や高齢者福祉にかかる相談を受け、申請手続きを含む関係機関との連絡調整等を代行します。

○苦情相談体制の周知

福祉オンブズパーソン制度については、公正で信頼される福祉行政を推進するために、さらに市民への制度の周知等を行います。

用語

※福祉オンブズパーソン制度

⇒ 17ページ参照

主な関連事業

- 福祉オンブズパーソン制度
- 成年後見制度の申し立て
- 日常生活自立支援事業

主な関連計画

- ◎ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第4期）
- ◎枚方市障害者計画

【施策目標② 人権に関する理解の促進】

市民一人ひとりがお互いの違いを認め、尊重し合う気持ちを持てるよう、人権に関する様々な啓発や教育、講座等を行い、人権に関する理解を深めるよう取り組みを進めます。

＜具体的取り組み＞

○人権に関する理解の促進

様々な偏見に基づく差別や虐待をなくし、一人ひとりの人権がしっかりと守られるよう、市民を対象とした講座や各種の啓発事業等を実施します。

主な関連事業

- 憲法のつどい事業
- 平和に関する各種啓発事業の実施
- 男女共同参画社会づくり支援講座の開催
- 男女共同参画啓発事業
- DV防止事業
- 講座「生きること」の開催
- 人権週間における各種啓発事業の実施
- 各生涯学習市民センターでの日本語・多文化共生教室の開催
- ハンセン病問題解決に係る啓発事業
- 高齢者虐待防止の啓発
- 「子育て講座」等の実施
- 児童虐待防止講演会等の実施
- 子どもに対するプログラムの実施
- 親支援プログラムの実施
- 学校園における人権教育の実施
- 小・中学生対象のボランティア教育の実施
- 社会教育（人権）講座等の開催
- 枚方公園青少年センター学習事業
- 家庭教育推進事業

主な関連計画

- ◎ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第4期）
- ◎枚方市新子ども育成計画
- ◎枚方市人権施策基本方針・計画
- ◎枚方市人権教育・啓発基本計画
- ◎枚方市男女共同参画計画

第5章 計画の進行管理

本計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの5年間です。計画に掲げた理念の実現のためには、取り組みについての進行管理が重要となります。そのため、事業評価については、枚方市保健福祉審議会において、市民の立場にたった客観的な評価を行うとともに、福祉オンブズパーソン制度の事案及びセミナーやシンポジウムで出された様々な意見を反映できるようにします。

1. 計画の事業評価

第1期計画の進行管理については、行政内部で行った事業評価を枚方市保健福祉審議会で審議してきました。

第2期計画では、より市民の声が反映できるような計画の進行管理を目指します。そのため、1つ1つの事業を評価するだけでなく、各施策、事業を関連づけるとともに、サービスの提供を受ける市民が地域で孤立せず、幸せに安心して暮らせるという視点で外部委員による評価をしていくことが重要となります。

そのためには、保健・医療・福祉の様々な分野の委員から構成されている枚方市保健福祉審議会の中で、計画の進行管理及び評価をするものとします。

2. 市民等の意見の反映と状況に応じた計画の見直し

市民、事業者等からの意見の反映が行えるように、計画の進行状況について情報の公開を充実します。

様々な意見を聴くため、地域福祉に関するセミナーやシンポジウム等を必要に応じて開催します。

また、計画を推進していく中で、社会情勢や市民の意見等から新たな課題が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、次期計画の策定に活かせるよう取り組みを進めます。

資料編

資料編

1. パブリックコメント

市の政策過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、市政への市民等の参加を促進することを目的に、パブリックコメントを実施しました。

(1) 実施期間、意見件数等

実施期間：平成21年12月28日～平成22年1月16日

実施方法：E-アンケート、ファクス、各支所・生涯学習市民センター等における意見箱の設置

意見件数等

区 分		人 数	意見件数	内対象となる 意見件数
E-アンケート	個人	1人	3件	2件
アンケート用紙（FAX）	個人	1人	5件	4件
アンケート用紙（郵送）	個人	2人	2件	1件
アンケート用紙（意見箱）	個人	3人	6件	3件
	団体	1団体	18件	8件
合 計		8人・団体	34件	18件

2. 住民懇談会

市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の役割と責任及び、各計画の関係を明確にするとともに、市民の地域福祉ニーズを聴くため、市内各地域で住民懇談会を開催しました。

(1) 開催日及び開催校区

開催日	校区名	開催場所
平成21年9月25日	樟葉南小学校区	船橋公民館

平成 21 年 11 月 21 日	山之上小学校区	山之上公民館
平成 21 年 11 月 23 日	春日小学校区	茄子作公民館
平成 21 年 11 月 27 日	磯島小学校区	天の川集会所
平成 21 年 11 月 30 日	明倫小学校区	宮之阪自治会館
平成 21 年 12 月 17 日	菅原東小学校区	ぶらっとホーム菅原東
平成 22 年 1 月 16 日	伊加賀小学校区	栄町集会所
平成 22 年 1 月 30 日	西長尾小学校区	西長尾小学校
平成 22 年 2 月 26 日	藤阪小学校区	藤阪公民館
平成 22 年 3 月 26 日	平野小学校区	府営牧野東住宅集会所
平成 22 年 3 月 27 日	樟葉北小学校区	樟葉北小学校

(2) 住民懇談会から出された主な意見

住民懇談会では、福祉活動の成果や課題点、さらには、個人の意識の問題まで幅広く出されました。各懇談会での主な意見をまとめました。

開催件数：11 か所、参加住民等：305 人

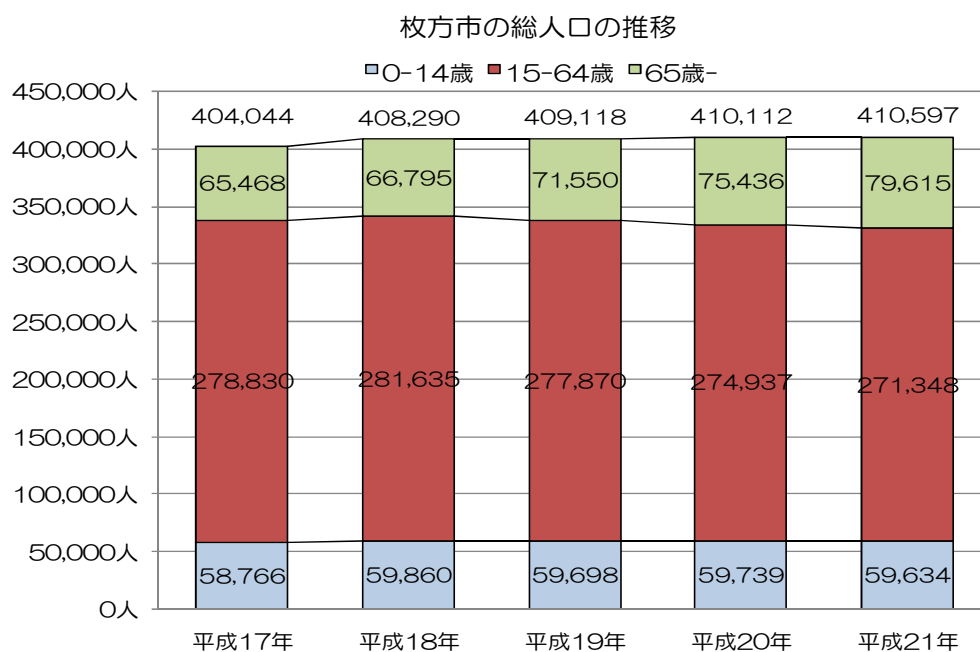
項目	地域福祉計画に関する主な意見
場づくり	・ 集会所等がある自治会は便利。 ・ 学校等の交流を図り、場づくりを進めたい。 ・ 集会所等の活動場所が身近になかったり、立地条件などから活動場所に行けない。 ・ 集会所等が古く、改修費用が足りない。
担い手	・ 子育て中の世帯では、サロンの集まりが活発になり育児サークルに発展している。 ・ ボランティアの登録が多くあり、地域の活動がスムーズに展開できている。 ・ 担い手が高齢化、固定化しており、新たな地域福祉活動の担い手が必要。 ・ 民生委員・児童委員の負担が増え、なり手が少なくなっている。 ・ 地域の活動には、ボランティアなどたくさんの人の協力が

	必要。 ・ 大学生など若年層も、地域活動に関心を持つようになってほしい。
地域活動	・ 孤立する高齢単身世帯に対する働き掛けとして、ゴミ出しの声かけや、あいさつ運動を行っている。 ・ 防災上、ひとり暮らし高齢者や、単独で避難ができない家庭など校区として取り組むべき課題がある。 ・ 昼間独居の人も、食事会など地域活動へ誘いかけをしたほうがいい。当事者、近隣世帯同士で声かけをもっとしよう。 ・ 自治会への未加入者は近隣地域とのつながりが少なく、加入の促進が必要。 ・ ひとり暮らしの人にも、地域で活躍できる場面を切り開いてあげることも必要。 ・ 地域の特性や課題がそれぞれあるので、少しずつ地域活動をステップアップしていきたい。 ・ 高齢者の方は、人間関係や体力面などから地域活動に参加しにくい。 ・ プライバシー問題もあり支援活動が難しくなっている。近隣者からの情報が得られる体制づくりも必要。

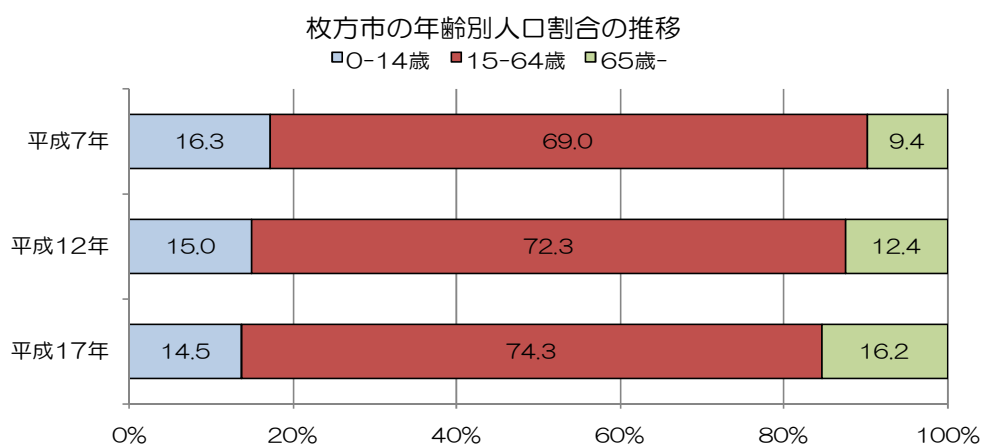
3. 統計

(1) 人口・年齢別割合の状況

本市の人口は、40万人を超えてから若干の増加をしているものの、ほぼ横ばいに推移しています。年齢別人口では、65歳以上の高齢者が増え、15歳未満の子ども人口が減少しています。



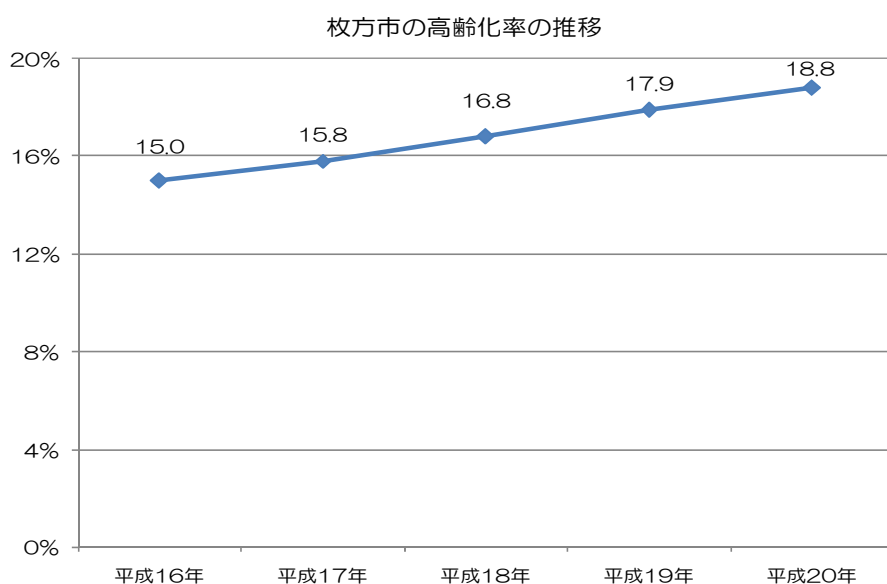
資料：平成17年は総務省「国勢調査」（年齢不詳を含むため、内訳の合計は、合計と必ずしも一致しません）。平成18年から平成21年は4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口



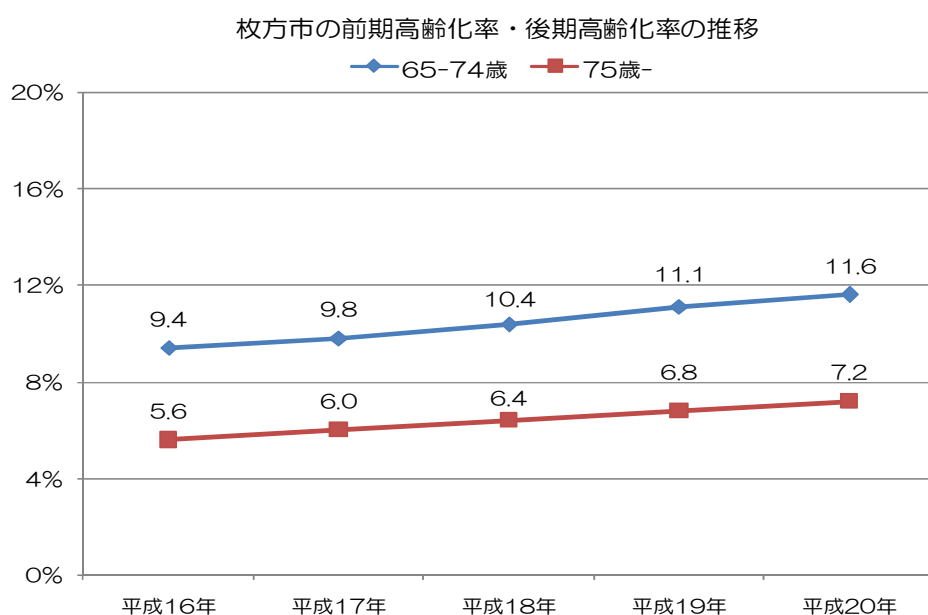
資料：総務省「国勢調査」（年齢不詳を含むため、内訳の合計は必ずしも100%になりません）

（２）高齢化率の推移

本市の 65 歳以上の人口は年々増加しており、高齢化率も毎年上昇しています。



資料：枚方市統計書（各年 10 月 1 日現在）

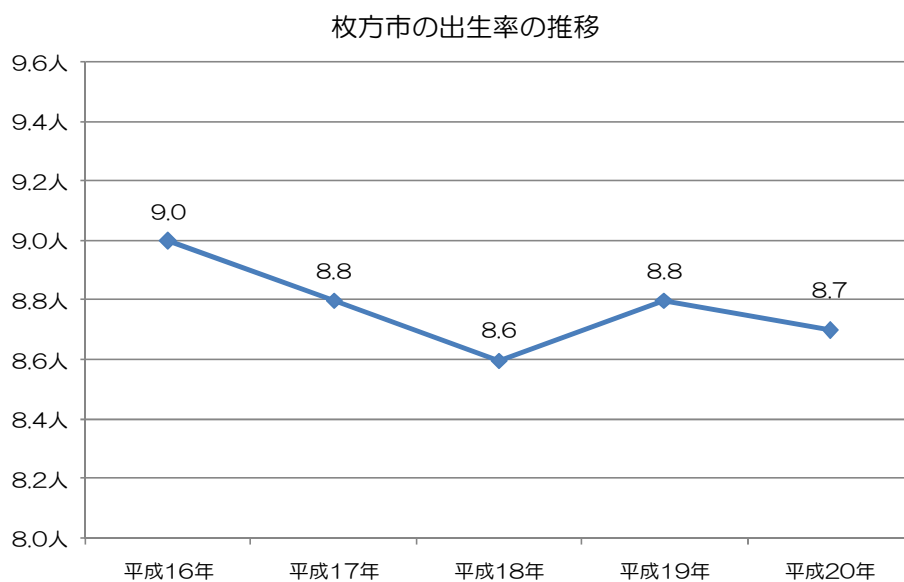


資料：枚方市統計書（各年 10 月 1 日現在）

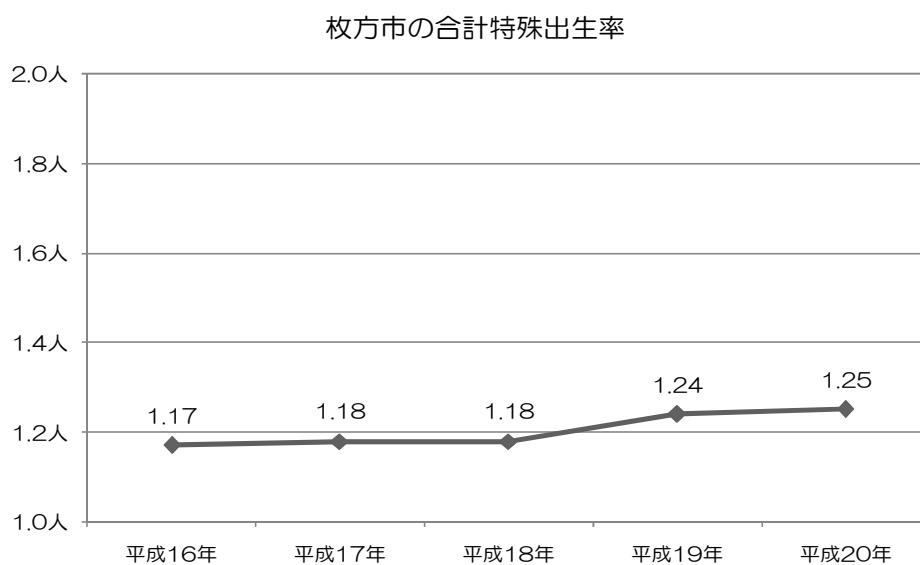
高齢化率：人口に占める 65 歳以上高齢者人口の比率。高齢化率が 7 % を超えると「高齢化社会」、14 % を超えると「高齢社会」
 前期高齢化率：人口に占める 65 歳以上の 75 歳未満の高齢者の比率
 後期高齢化率：人口に占める 75 歳以上の高齢者の比率

(3) 出生率と合計特殊出生率

本市の出生率、合計特殊出生率は、減少を続け少子化が進んでいましたが、平成18年を底に下げ止まっている状態です。



資料：人口動態統計



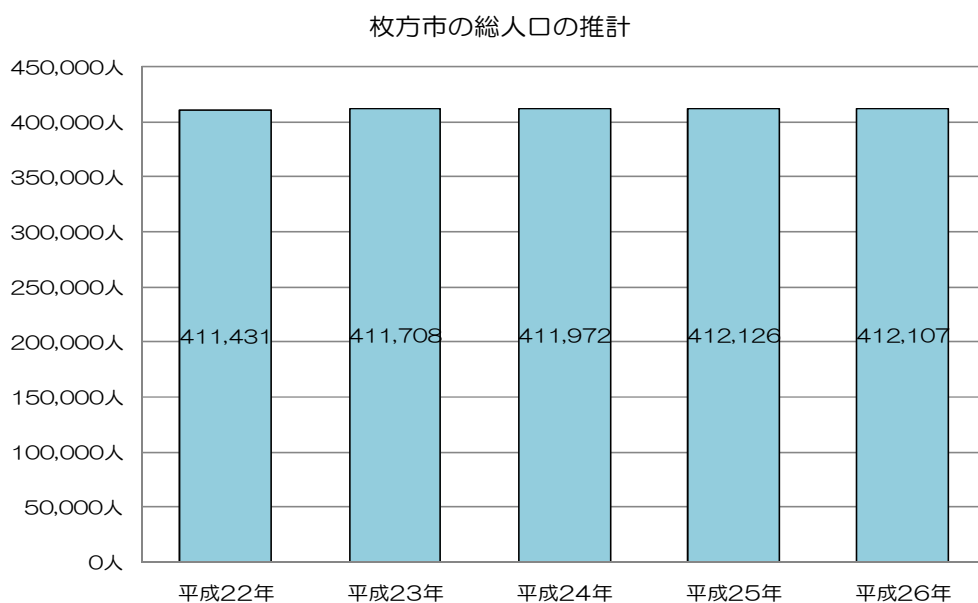
資料：人口動態統計

出生率：人口千人あたりの出生数の割合

合計特殊出生率：15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子ども数に相当する。

(4) 人口の将来予測

本市の将来人口は微増傾向ですが、平成26年から減少傾向になる予測となっています。



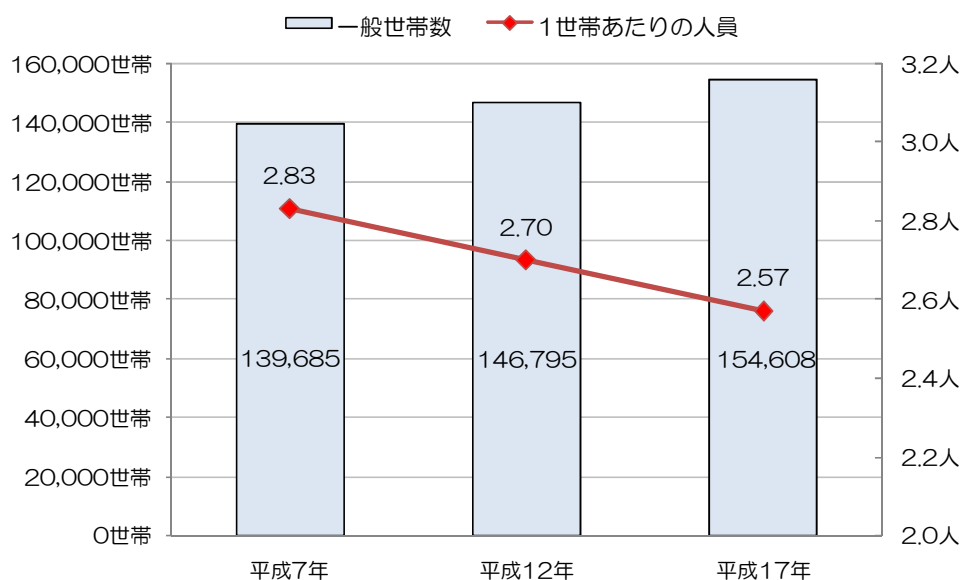
資料：住民基本台帳及び外国人登録原票を基にセンサス変化率法にて推計

※市総合計画における平成24年の人口推計と異なる（本計画においては、平成17年～平成21年4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票をベースに推計）

（５）世帯の状況

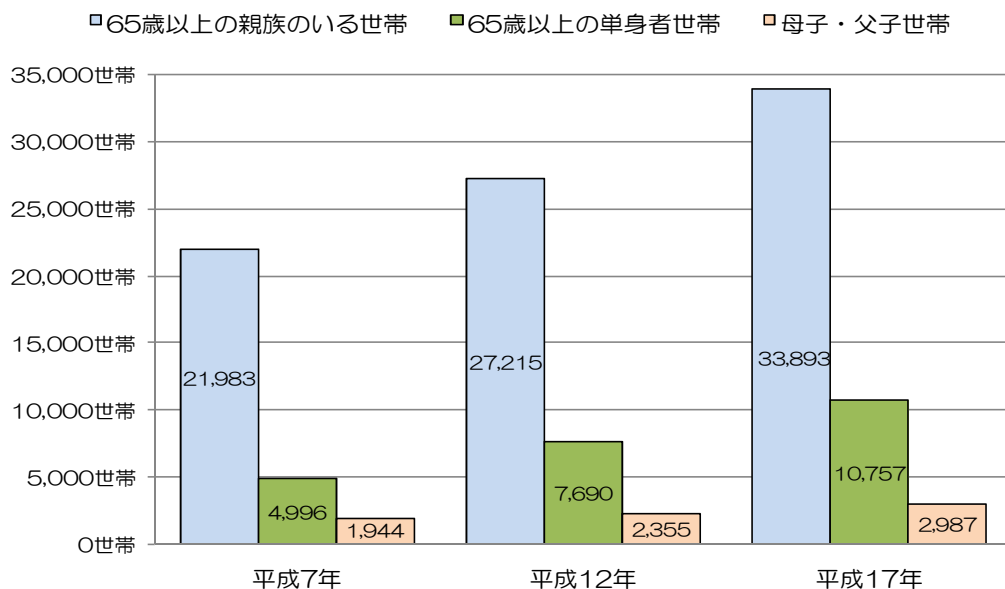
本市の世帯数は増加傾向にあり、特に高齢者のいる世帯数は大きく増加しています。一方、１世帯あたりの人員は年々減少傾向にあります。

枚方市の一般世帯数・１世帯あたりの人員数の推移



資料：総務省「国勢調査」

枚方市の高齢者世帯等の推移

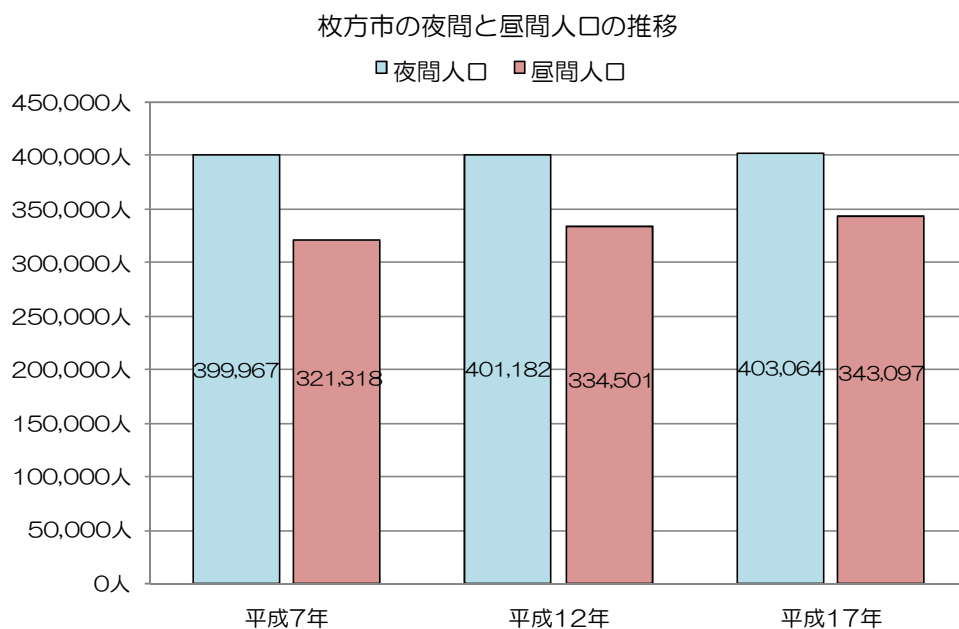


資料：総務省「国勢調査」

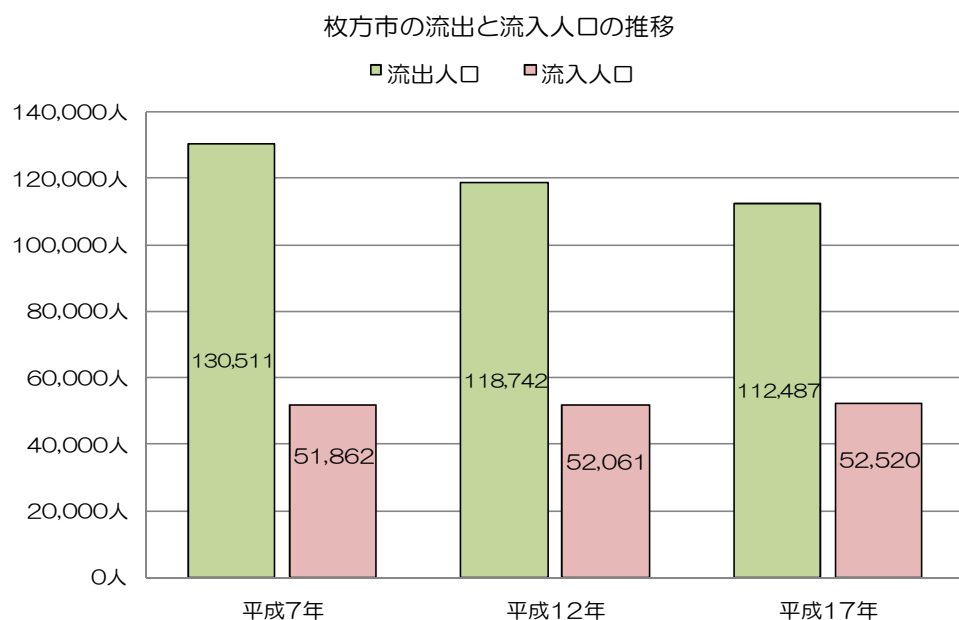
※「65 歳以上の親族のいる世帯」には「65 歳以上の単身者世帯」も含まれます。

（６）昼夜間人口及び流出・流入人口

本市の昼間人口は、夜間人口の約８５％となっており、昼間における流出人口は、流入人口よりも２倍以上となっています。



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

(7) 小学校区別の人口の状況

平成 21 年 4 月 1 日現在

小学校 区名	人口	世帯数	年少者 割合	高齢者 割合
枚方	11,853	5,268	15.3%	17.9%
枚方第二	10,316	4,752	14.7%	17.6%
サダ	9,424	4,062	14.6%	19.3%
香里	11,218	4,737	15.5%	19.6%
開成	7,636	3,094	18.9%	20.4%
五常	7,018	2,691	14.2%	19.3%
春日	10,124	3,828	14.3%	18.7%
桜丘	12,332	5,237	13.1%	21.0%
山田	5,504	2,367	13.4%	20.7%
明倫	5,752	2,632	12.8%	23.6%
殿山第一	6,332	2,954	9.5%	26.2%
殿山第二	9,109	3,885	13.3%	21.6%
樟葉	12,927	5,295	15.7%	15.0%
津田	11,858	4,821	14.3%	18.3%
菅原	10,317	3,912	16.1%	15.4%
氷室	6,649	2,555	11.9%	19.9%
高陵	5,255	2,318	10.9%	25.3%
山之上	11,869	4,668	12.6%	23.8%
牧野	13,719	6,044	13.3%	25.1%
交北	7,966	3,478	15.0%	22.6%
香陽	7,567	2,983	13.7%	23.8%
招提	8,224	3,176	14.6%	17.8%
中宮	10,035	4,296	12.4%	21.4%

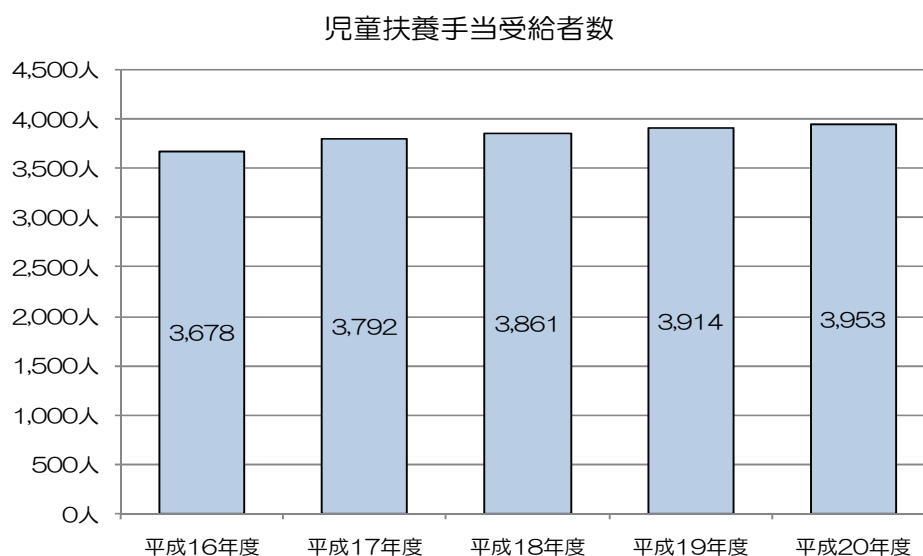
小学校 区名	人口	世帯数	年少者 割合	高齢者 割合
小倉	9,285	3,893	14.3%	23.8%
樟葉南	9,228	3,742	13.2%	22.1%
磯島	7,188	3,338	13.7%	17.7%
サダ西	9,246	3,589	16.2%	16.6%
樟葉西	12,552	5,022	15.2%	18.6%
田口山	10,187	3,512	22.1%	10.6%
西牧野	4,782	2,122	10.6%	23.8%
川越	7,713	3,322	12.7%	23.3%
サダ東	9,388	3,771	14.8%	18.4%
桜丘北	8,915	3,524	16.1%	13.8%
津田南	12,127	4,799	17.4%	16.5%
樟葉北	5,966	2,359	11.3%	27.5%
船橋	11,126	4,539	14.2%	16.4%
菅原東	13,209	4,911	15.7%	21.0%
中宮北	3,982	1,824	17.3%	15.8%
山田東	5,982	2,521	12.7%	20.4%
藤阪	7,771	2,989	13.4%	21.0%
平野	7,728	3,202	12.4%	25.3%
長尾	11,189	4,250	13.8%	15.3%
東香里	6,908	2,751	12.6%	24.3%
伊加賀	10,197	3,890	20.3%	12.3%
西長尾	8,580	3,102	17.6%	14.4%
合計	406,253	166,025	14.6%	19.5%

※年少者割合は、15 歳未満の人口の割合、高齢者割合は、65 歳以上の人口の割合。

※外国人登録者数、年齢不詳者等を除く。

(8) 児童扶養手当受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は、増加傾向にあり母子家庭の世帯が増えています。



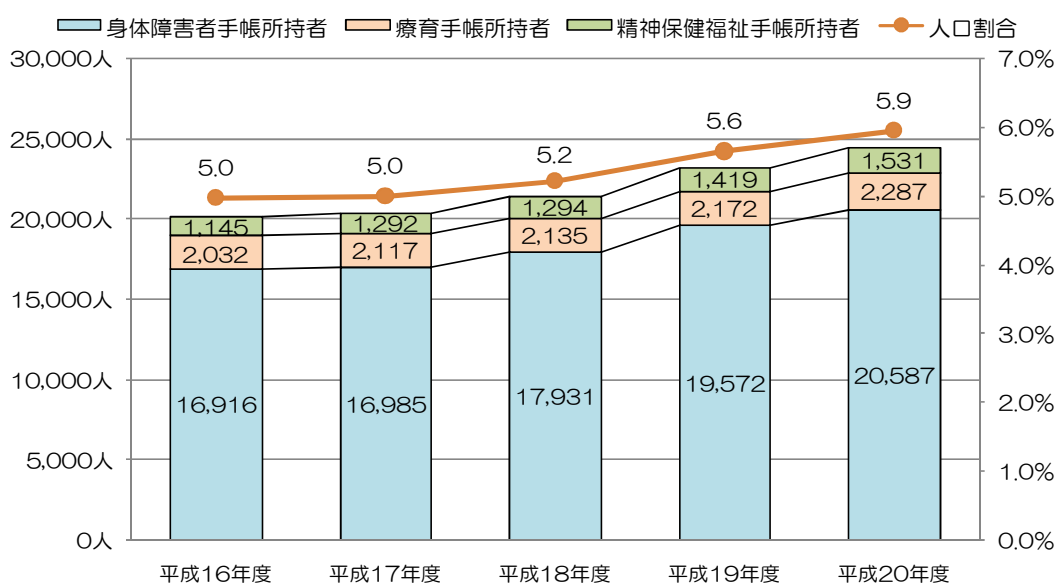
資料：枚方市事務概要（各年度 12 月末日現在）

児童扶養手当：父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給している手当。

(9) 障害者の状況

本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者は、増加傾向にあり、人口に占める割合も徐々に高くなってきています。

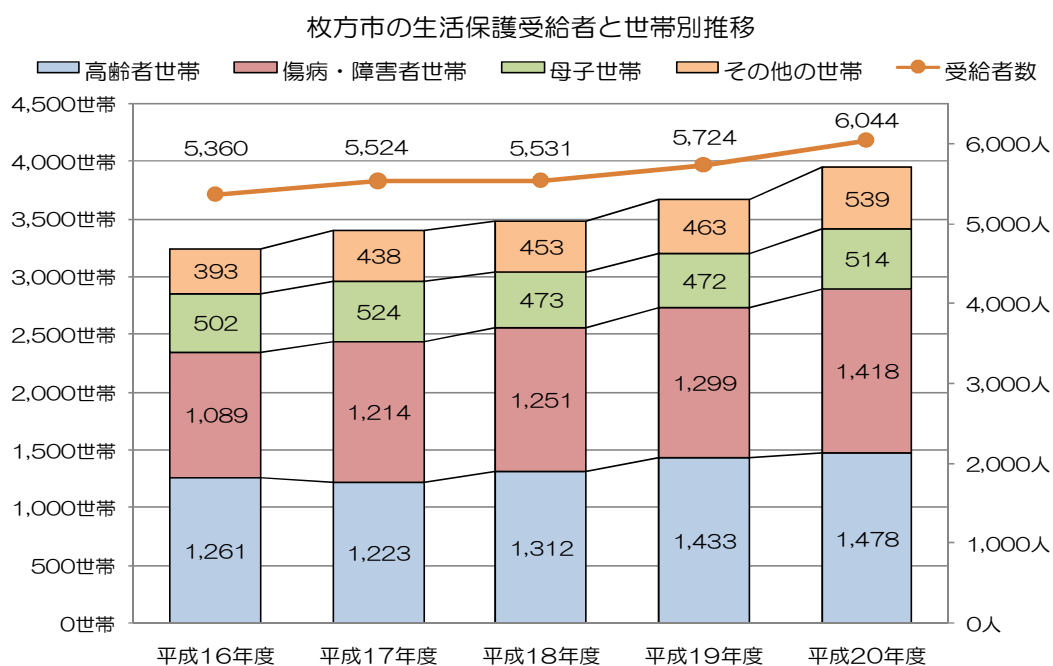
枚方市の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者数と人口に占める割合の推移



資料：枚方市事務概要（各年度 3 月末日現在）

（10）生活保護受給者数

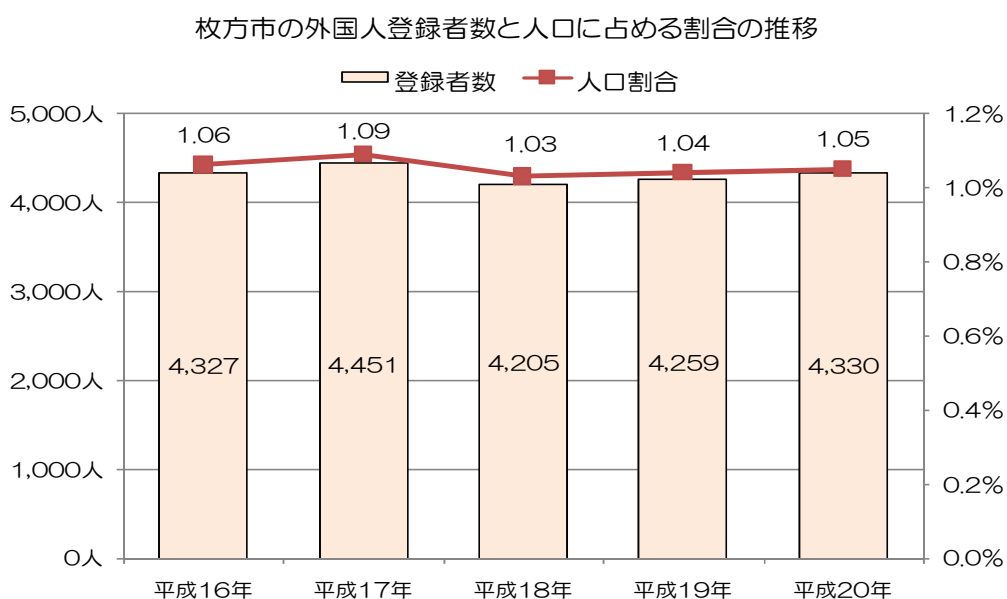
近年、生活保護を受けている人は、いずれの世帯構成でも増えており、年々増加傾向にあります。



資料：枚方市事務概要（各年度 3 月現在）

（11）外国人登録者数

本市の外国人登録者数の人口に占める割合は、約 1 % を占める状況にあります。

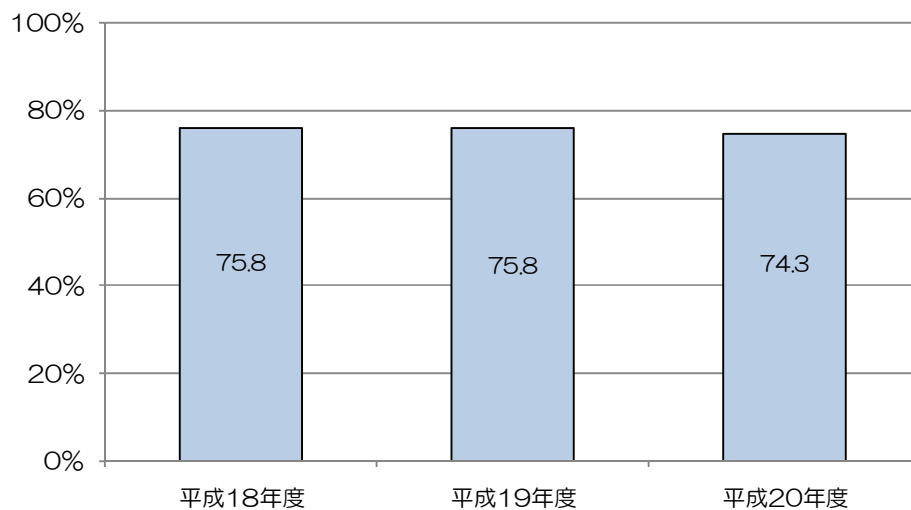


資料：枚方市統計書（各年 12 月末日現在）

(12) 自治会等加入率

本市の全世帯における自治会等加入率は、約75%となっております。

枚方市の自治会等加入率の推移



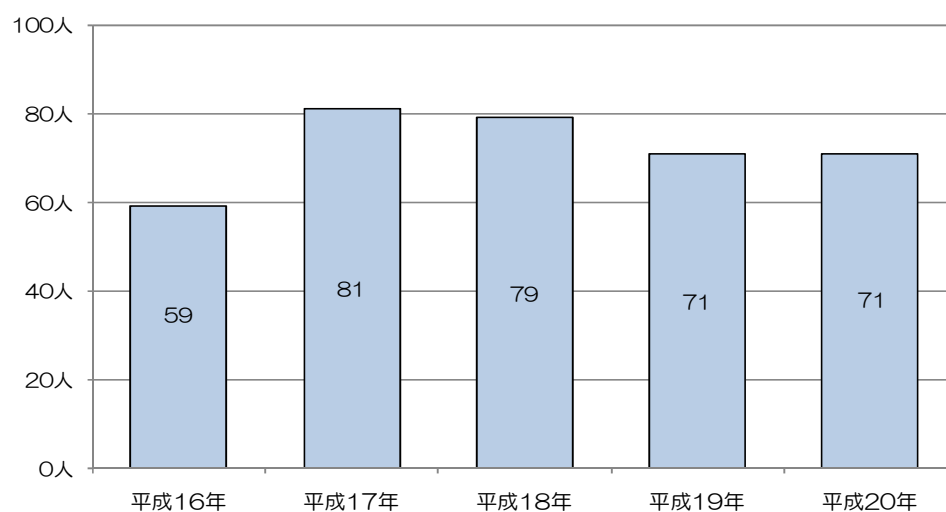
資料：市民活動課（各年度末日現在）

※自治会等加入率は、全世帯数（住民基本台帳＋外国人登録者数）から自治会等に参加している世帯数を除した割合です。

(13) 自殺者数

本市における自殺者は、平成20年においては、71人となっております。

枚方市の自殺者数

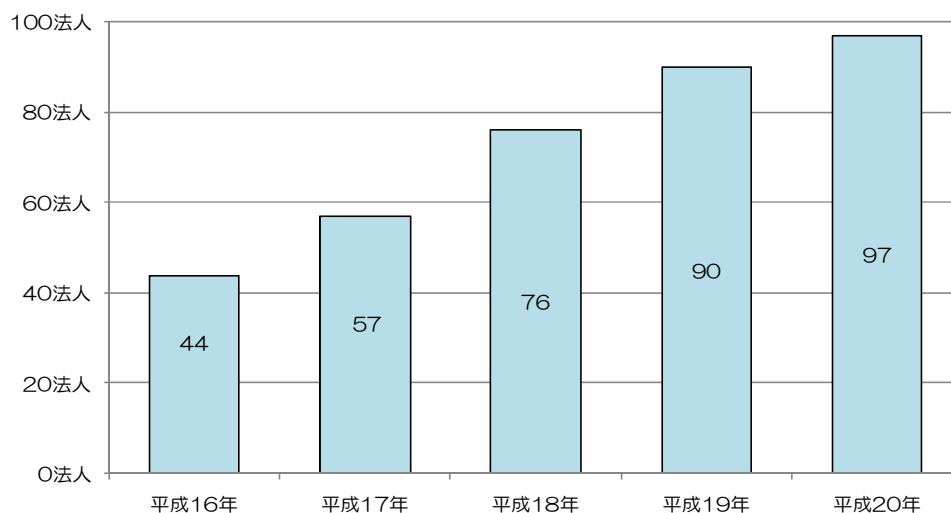


資料：大阪府「主要健康福祉データ・人口動態統計」

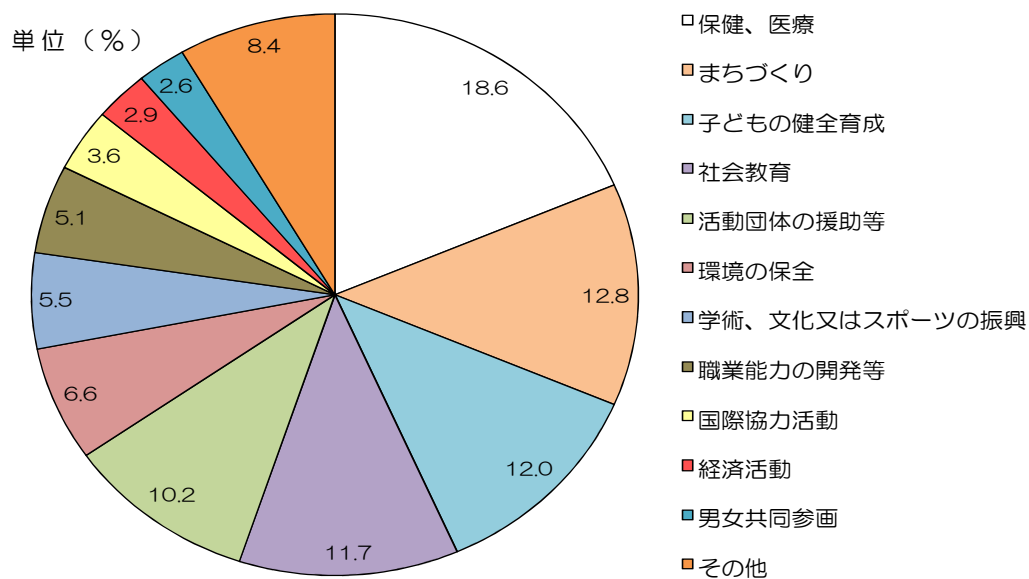
(14) NPO法人数及び活動分野

本市内のNPO法人数は、年々増加傾向にあります。活動内容は、「保健、医療」が一番多く、「まちづくり」「子どもの健全育成」となっています。

枚方市内のNPO法人数の推移



枚方市内のNPO法人の活動分野



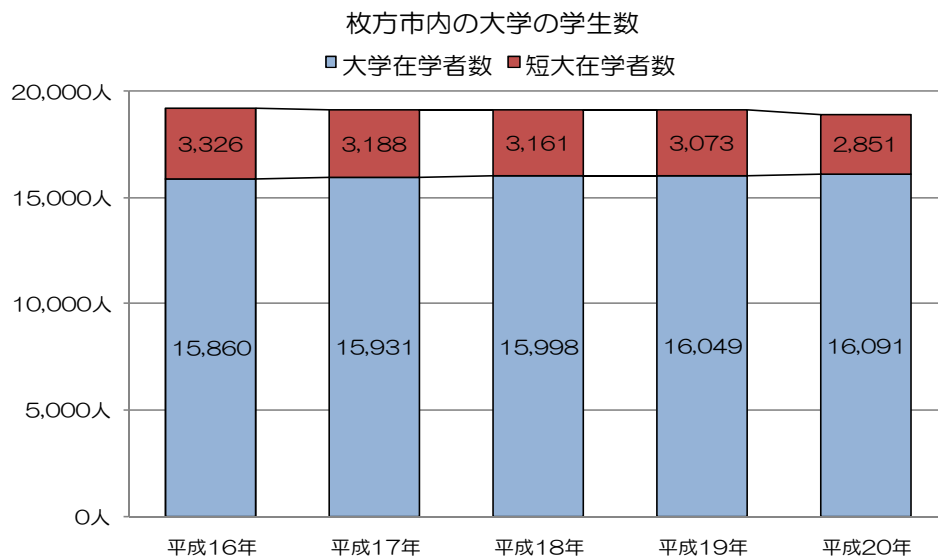
資料：内閣府ホームページ参照（平成21年11月現在）

※1つの団体が、複数の活動分野を選択できるため、実際の団体数とは一致しません。

※上記の団体数は、法人格を取得したNPO法人のみのデータです。法人格を取得していないNPOについての統計は集計されていません。

(15) 大学の学生数

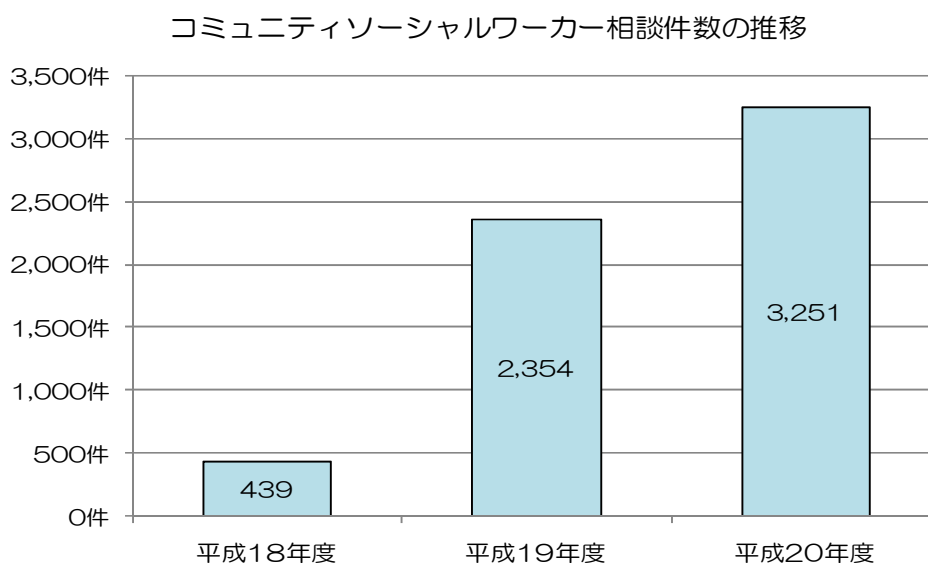
本市には、大阪歯科大学、関西医科大学、関西外国語大学、摂南大学、大阪国際大学、大阪工業大学の6つの大学があり、約2万人の学生が在籍しています。



資料：枚方統計書（各年 5 月 1 日現在）

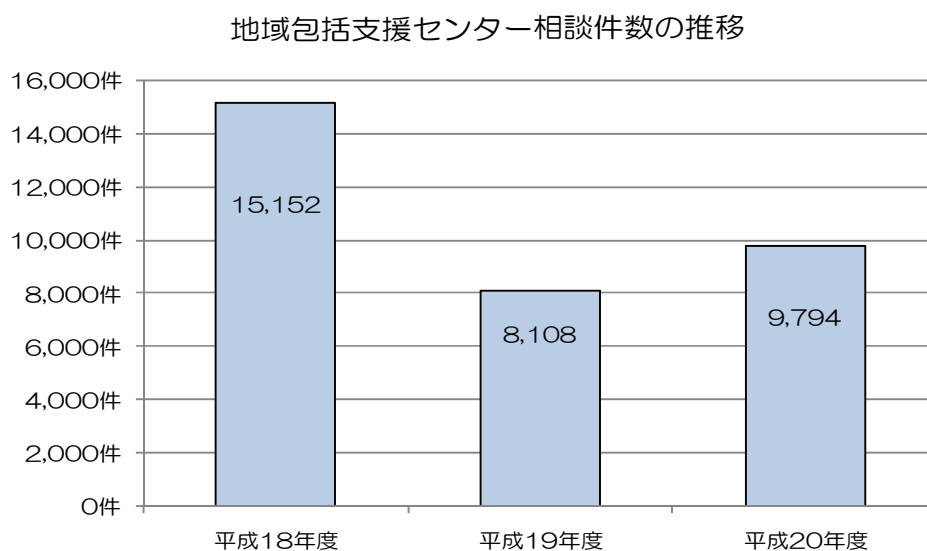
(16) 主な相談機関の相談件数

本計画及び福祉に関する計画における主な相談機関の相談数は年々増加傾向にあります。



資料：福祉総務課

※平成18年4月に市内2か所（CSW2人）で事業を開始し、平成19年4月からは市内4か所（CSW4人）で地域における福祉に関する相談に応じています。平成21年度からは、市内4か所（CSW5人）で相談に応じています。

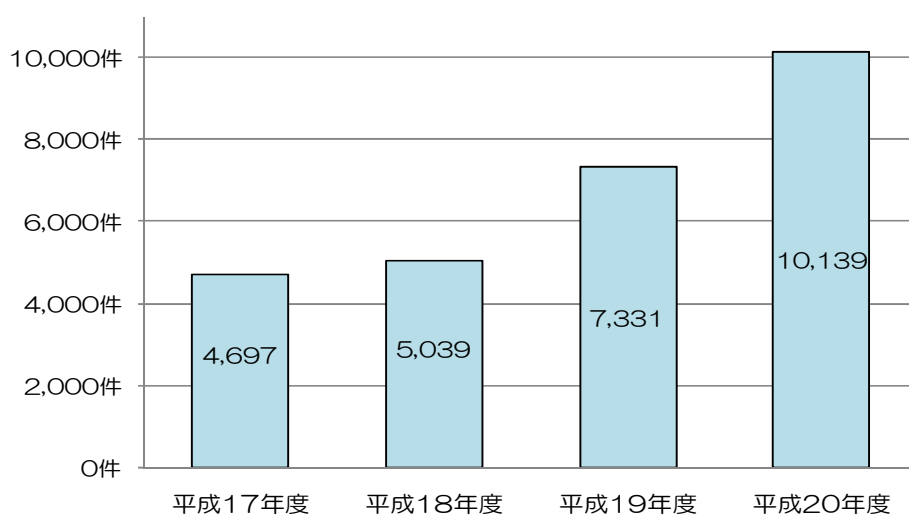


資料：高齢社会室

※平成18年4月に市内7か所で事業を開始し、高齢者の総合相談に応じています。平成21年度からは市内13か所で相談に応じています。

※平成18年度と平成19年度との件数に差があるのは、集計方法を変更したためです。

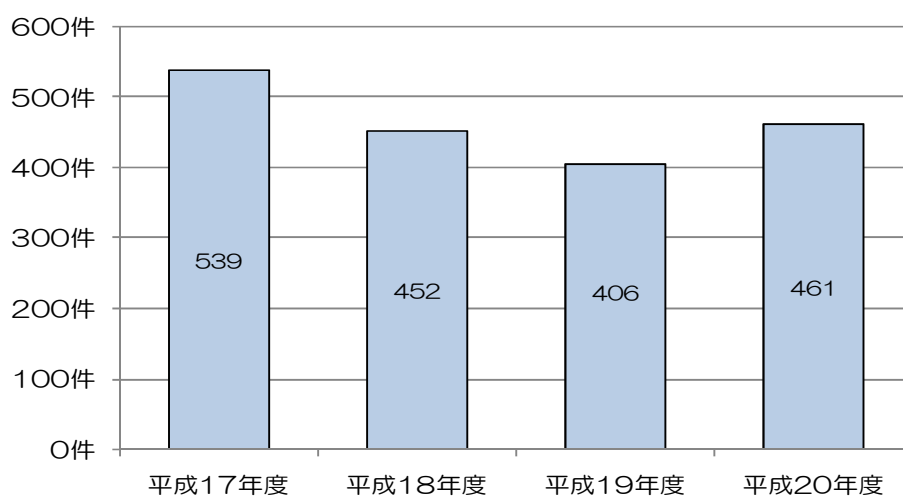
家庭児童相談延件数の推移



資料：家庭児童相談所

※市の家庭児童相談所において、児童虐待や18歳未満の子どもとその家族についてのさまざまな相談に応じています。

母子家庭寡婦等相談件数の推移



資料：子育て支援室

※市の子育て支援室において、母子家庭や寡婦の方に対し、生活の安定や自立のためにさまざまな相談に応じています。

4. 枚方市保健福祉審議会からの報告

平成 22 年 3 月 29 日

枚方市長 竹 内 脩 様

枚方市保健福祉審議会

委員長 小 國 英 夫

「枚方市地域福祉計画（第 2 期）」について（報告）

「枚方市地域福祉計画（第 2 期）」について、これまでの本審議会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して報告します。

記

1. 枚方市地域福祉計画（第 2 期）＜案＞ 別紙のとおり

2. 枚方市地域福祉計画（第 2 期）＜案＞に関する付帯意見

- （１） 地域福祉行政の推進に当たっては、計画理念の具体化に向けて本市における全ての行政分野の実施状況を点検し、行政固有の責任を明確にして、市民の立場に立った業務体制を確立すること。
- （２） 特に分野別に実施されている行政サービスに関して、市民の生活状況の実態に即して、経済的負担等に無理がないか総合的な視点から点検し、市民が必要な行政サービスを必要なときに何時でも無理なく利用できるよう改善に向けて努めること。
- （３） 同様に、サービスの実施方法に関しても、複合的な課題に総合的に対応できるよう、各サービスの関係所管課がケースカンファレンスを行うなど十分に連携し、質の高いサービス提供をすること。
- （４） 本市における各種の行政計画に関しては、地域福祉推進の観点から、その総合的な実施に向けて、効果的な推進体制を確立し、実施効果等の点検評価に基づいて必要な見直し等を行うこと。
- （５） 行政窓口に寄せられた市民の声をしっかりと受け止め、特に高齢者、障害者（児）、介護者家族、子育て家族、低所得者等、当事者の意見が確実に反映されるようにすること。
- （６） 地域福祉行政の推進に当たっては、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を図り、より効果的な実施に努めること。 以上

5. 枚方市保健福祉審議会条例

平成 4 年 12 月 21 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に依りて、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するための施策に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 23 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健・医療・福祉団体を代表する者
- (3) 関係市民団体を代表する者
- (4) 公益団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(臨時委員)

第 4 条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(関係者に対する協力要請)

第 5 条 審議会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

6. 枚方市保健福祉審議会条例施行規則

平成 4 年 12 月 21 日

規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市保健福祉審議会条例（平成 4 年枚方市条例第 30 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 枚方市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員又は臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

7. 枚方市保健福祉審議会及び枚方市地域福祉計画策定部会

(1) 会議開催日及び審議内容

会議名	開催日	案件
平成21年度第1回 枚方市保健福祉審議会	平成21年5月29日	枚方市地域福祉計画策定部会の 設置について
第1回枚方市 地域福祉計画策定部会	平成21年5月29日	部会長、副部会長の選任について 地域福祉の意見交換について
第2回枚方市 地域福祉計画策定部会	平成21年7月6日	第2期計画の要旨について
第3回枚方市 地域福祉計画策定部会	平成21年8月31日	第1期計画の検証について 第2期計画の骨子案について
平成21年度第2回 枚方市保健福祉審議会	平成21年10月2日	第2期計画の方向性及び骨子案 について
第4回枚方市 地域福祉計画策定部会	平成21年10月26日	第2期計画の骨子案について
第5回枚方市 地域福祉計画策定部会	平成21年11月30日	第2期計画の素案について
第6回枚方市 地域福祉計画策定部会	平成21年12月25日	第2期計画の素案について
第7回枚方市 地域福祉計画策定部会	平成22年2月22日	パブリックコメントについて 第2期計画案について
平成21第3回 枚方市保健福祉審議会	平成22年3月29日	第2期計画案の報告について

(2) 保健福祉審議会及び地域福祉計画策定部会名簿

氏名	職	保健福祉 審議会	地域福祉計 画策定部会
遠藤 美智子	弁護士(稲垣貞男法律事務所)	委員	
安藤 和彦	京都文教短期大学 教授	副委員長	
奥西 栄介	神戸学院大学 准教授	委員	
小國 英夫	関西福祉大学大学院 教授	委員長	部会長
玄番 央恵	関西医科大学 名誉教授	委員	委員
巽 正秀	枚方市医師会 理事	委員	
藤本 良知	枚方市医師会 理事	副委員長	
原 久永	枚方市歯科医師会 専務理事	委員	
芝田 健二	枚方市薬剤師会 会長	委員	
宮田 明	枚方市社会福祉協議会 副会長(H21.8.4まで)	委員	
高野 勝	枚方市社会福祉協議会 会長(H21.8.28から)	委員	
宮原 保子	枚方市民生委員児童委員協議会 副会長	委員	副部会長
村井 龍治	枚方市障害者施策推進協議会 会長	委員	
植田 奈保美	ひらかた市民活動支援センター 理事長	委員	
岡崎 成子	枚方市福祉団体連絡会 副会長	委員	委員
木村 雅代	北河内ボランティアセンター 事務局長	委員	
野々瀬 八重子	枚方市老人クラブ連合会 会長	委員	委員
今西 和夫	北大阪商工会議所 総務部次長	委員	
峯川 章子	大阪府枚方保健所 所長	委員	
池田 美和子	連合大阪河北地区協議会枚方市教職員組合 副委員長	委員	
岡田 行弘	連合大阪河北地区協議会ホソカワミクロン 労働組合 組合長	委員	
山地 茂行	枚方労働組合総連合 特別幹事	委員	
田中 昭導	枚方市人権を考える市民の会 副会長	臨時委員	委員
田中 信雄	枚方市私立保育連絡協議会 会長	臨時委員	委員
所 めぐみ	枚方市社会福祉協議会 評議員(佛教大学准教授)	臨時委員	委員
古谷 學	枚方市コミュニティ連絡協議会 事務局長	臨時委員	委員

枚方市地域福祉計画（第2期）

発行 枚方市

編集 枚方市福祉部福祉総務課

枚方市大垣内2丁目1番20号

電 話 072-841-1221（代）

FAX 072-841-5711

E-Mail fukushisoumu@city.hirakata.osaka.jp

